

総則・評価特別部会、小学校部会、 中学校部会、高等学校部会 における議論の取りまとめ（案）

参考資料
（整理中）

目次

1. 「社会に開かれた教育課程」の実現と総則を軸とした教育課程の総体的構造の可視化	2
2. 学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現	11
3. 「何ができるようになるか」(教育目標と育成すべき資質・能力の明確化)	15
4. 「何を学ぶか」(各教科等を学ぶ意義と教科等横断的な視点を踏まえた教育課程の編成)	19
5. どのように学ぶか(指導案等の作成と実施、学習指導の改善・充実)	34
6. 何が身に付いたか(学習評価の充実)	39
7. 子供の発達をどのように支援するか(学習活動の基盤作り、キャリア教育、特別な配慮を必要とする児童への指導等)	46
8. 実施するために何が必要か(家庭・地域との連携・協働、チーム学校等)	83
9. 小・中・高等学校それぞれにおける諸課題への対応	97
(小学校)	97
(中学校)	121
(高等学校)	139

1. 「社会に開かれた教育課程」の実現と総則 を軸とした教育課程の総体的構造の可視化

これまでの中教審の議論の経過と今後のスケジュール

平成26年11月	中央教育審議会総会 「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」諮問
平成26年12月	教育課程部会 ・ <u>教育課程企画特別部会</u> を設置
平成27年 1 月	教育課程企画特別部会（第 1 回）  新しい時代にふさわしい学習指導要領の基本的な考え方や、教科・科目等の在り方、学習・指導方法及び評価方法の在り方等に関する基本的な方向性について、計14回審議
平成27年 8 月	教育課程企画特別部会（第14回） 教育課程部会 ・「論点整理」をとりまとめ
平成27年 秋以降	論点整理の方向に沿って教科等別・学校種別に専門的に検討
平成28年夏頃	教育課程部会又は教育課程企画特別部会における議論を踏まえて、審議のまとめ
平成28年内	中央教育審議会として答申

（小学校は32年度から、中学は33年度から全面実施予定。高校は34年度から年次進行により実施予定。）

次期学習指導要領改訂に向けた検討体制

平成27年8月26日
教育課程部会了承

中央教育審議会教育課程部会

教育課程企画特別部会

幼児教育部会

小学校部会

中学校部会

高等学校部会

特別支援教育部会

総則・評価特別部会

国語ワーキンググループ

言語能力の向上に関する特別チーム

外国語ワーキンググループ

社会・地理歴史・公民ワーキンググループ

高等学校の地歴・公民科目
在り方に関する特別チーム

算数・数学ワーキンググループ

高等学校の数学・理科にわたる
探究的科目の在り方に関する特別チーム

理科ワーキンググループ
4

芸術ワーキンググループ

家庭、技術・家庭ワーキンググループ

情報ワーキンググループ

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ

考える道徳への転換に向けたワーキンググループ

生活・総合的な学習の時間ワーキンググループ

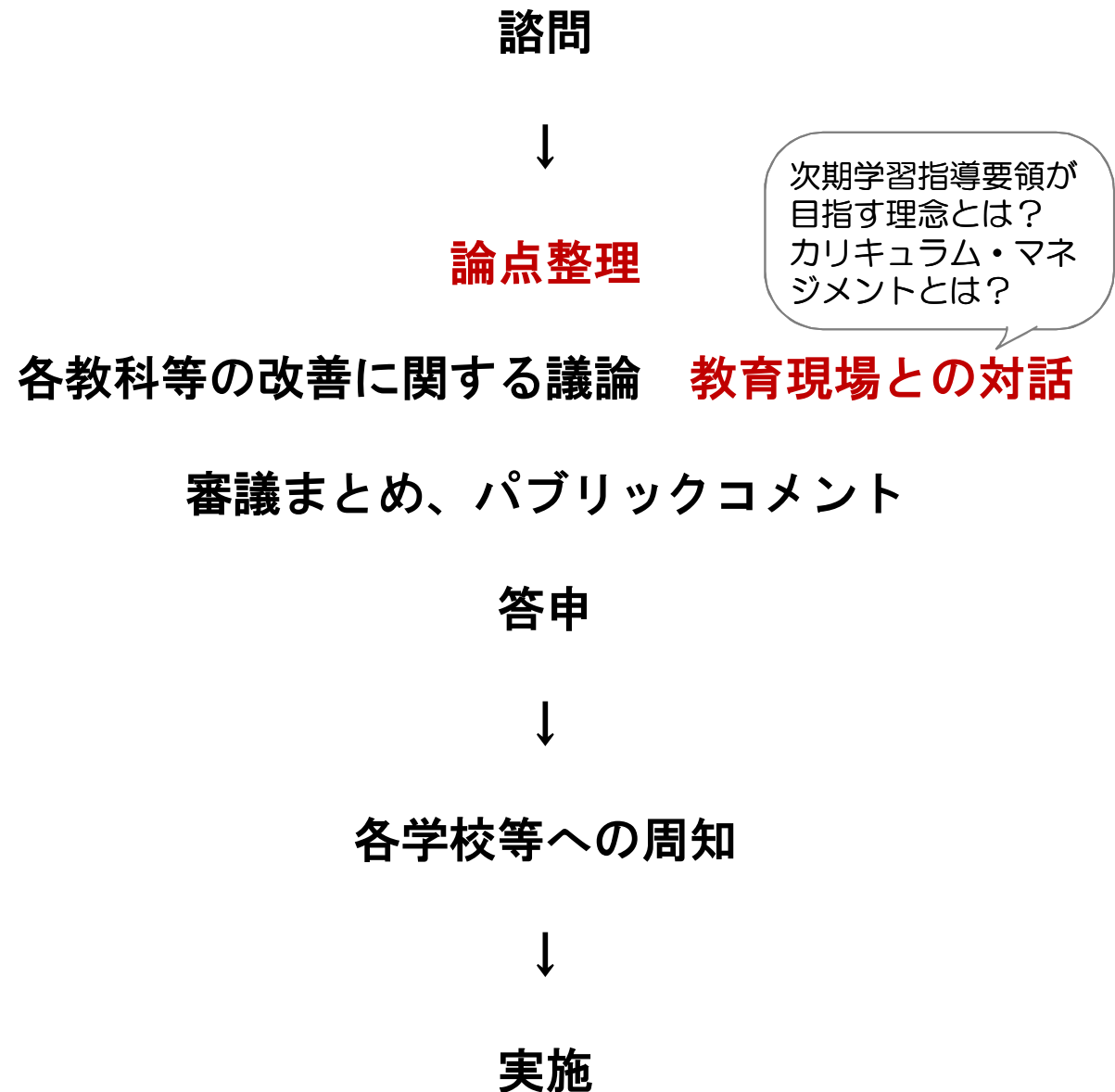
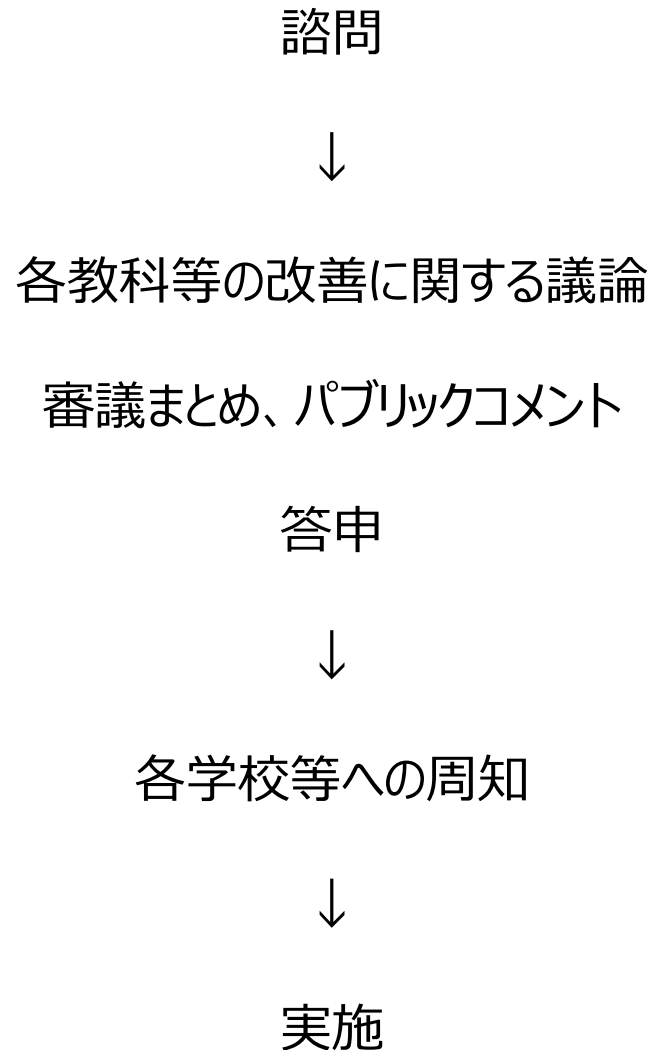
特別活動ワーキンググループ

産業教育ワーキンググループ

次期学習指導要領改訂の趣旨の共有等に向けて

＜今回の検討スケジュール＞

＜従来の検討スケジュール＞



21世紀が知識基盤社会であるという認識は、前回改訂と共通。
グローバル化や情報化等の変化が加速度的となる中で、
将来の予測がますます難しい時代に。

(現代的な課題)

- ・ 社会的・職業的に自立した人間として、郷土や我が国が育んできた伝統や文化に立脚した広い視野と深い知識を持ち、理想を実現しようとする高い志や意欲を持って、個性や能力を生かしながら、社会の激しい変化の中でも何が重要かを主体的に判断できること。
- ・ 他者に対して自分の考え等を根拠とともに明確に説明しながら、対話や議論を通じて多様な相手の考えを理解したり自分の考え方を広げたりし、多様な人々と協働していくことができること。
- ・ 社会の中で自ら問いを立て、解決方法を探索して計画を実行し、問題を解決に導き新たな価値を創造していくとともに新たな問題の発見・解決につなげていくことができること。

学習指導要領改訂の背景

人工知能が進化して、
人間が活躍できる職業は
なくなるのではないか。

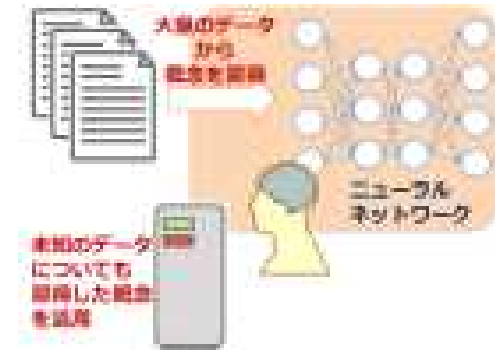
今学校で教えていることは、
時代が変化したら
通用しなくなるのではないか。

子供たちに、情報化やグローバル化など急激な社会的変化の中でも、
未来の創り手となるために必要な知識や力を
確実に備えることのできる学校教育を実現します。

人工知能(AI)が飛躍的に進化する中、**我が国の学校教育が育む「人間の強み」**が明らかになっています。

近年、飛躍的に進化した人工知能は、所与の目的の中で処理を行う一方、人間は、みずみずしい感性を働かせながら、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかなどの目的を考え出すことができ、その目的に応じた創造的な問題解決を行うことができるなどの強みを持っています。

⇒こうした人間の強みを伸ばしていくことは、学校教育が長年目指してきたことでもあり、社会や産業の構造が変化し成熟社会に向かう中で、社会が求める人材像とも合致するものです。



新しい教育課程では、**学校教育のよさをさらに進化**させていきます。

- ・ これからの時代に求められる知識や力とは何かを明確にし、教育目標に盛り込みます。これにより、子供が学びの意義や成果を自覚して次の学びにつなげたり、学校と地域・家庭とが教育目標を共有して「カリキュラム・マネジメント」を行ったりしやすくなります。
- ・ 生きて働く知識や力を育む質の高い学習過程を実現するため、各教科における学びの特質を明確にするとともに、授業改善の視点（「アクティブ・ラーニングの視点」）を明確にします。これにより、教科の特質に応じた深い学びと、我が国の強みである「授業研究」を通じたさらなる授業改善を実現します。

「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」 諮問 (平成26年11月) の概要

趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力**が必要。

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「**どのように学ぶか**」という、学びの質や深まりを重視することが必要。また、学びの成果として「**どのような力が身に付いたか**」という視点が重要。

審議事項の柱

1. 新しい時代に求められる資質・能力を踏まえた、初等中等教育全体を通じた改訂の基本方針、学習・指導方法の在り方（アクティブ・ラーニング）や評価方法の在り方等

2. 新たな教科・科目等の在り方や、既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

○グローバル社会において求められる英語教育の在り方（小学校における英語教育の拡充強化、中・高等学校における英語教育の高度化）

○国家及び社会の責任ある形成者を育むための高等学校教育の在り方

- ・主体的に社会参画するための力を育てる新たな科目等
- ・日本史の必修化の扱いなど地理歴史科の見直し
- ・より高度な思考力等を育成する新たな教科・科目
- ・より探究的な学習活動を重視する視点からの「総合的な学習の時間」の改善
- ・社会的要請も踏まえた専門学科のカリキュラムの在り方など、職業教育の充実
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための教科・科目等

など

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

＜社会に開かれた教育課程＞

- ① **社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を持ち、教育課程を介してその目標を社会と共有していくこと。**
- ② **これからの社会を創り出していく子供たちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために求められる資質・能力とは何かを、教育課程において明確化し育んでいくこと。**
- ③ **教育課程の実施に当たって、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること。**

新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な知識や力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共（仮称）」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

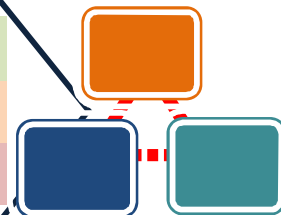
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得
など、新しい時代に求められる
資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い
理解を図るための学習過程
の質的改善

深い学び
対話的な学び
主体的な学び



※高校教育については、些末な事実に基づく知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

2. 学校教育の改善・充実の好循環を生み出す 「カリキュラム・マネジメント」の実現

- ① 各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校の教育目標を踏まえた教科横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していく。
- ② 教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連のPDCAサイクルを確立する。
- ③ 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しながら効果的に組み合わせる。

学習指導要領総則の構造とカリキュラム・マネジメントのイメージ（案）

何ができるようになるか

第1 小学校教育の基本

何が身に付いたか

第3.2 学習評価の充実

子供の発達を
どのように支援するか

第4.1 児童の発達の支援
第4.2 特別な配慮を
必要とする児童へ
の指導

何を学ぶか

第2 教育課程の編成

どのように学ぶか

第3.1 教育課程の実施

実施するために何が必要か

第5.1 学校の指導体制の充実
第5.2 家庭・地域との連携・協働

学校教育目標と、それに基づき育成すべき資質・能力の設定

（子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき設定）

- ◆学校教育目標と、それに基づき育成すべき資質・能力を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成
- ◆教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせて実施

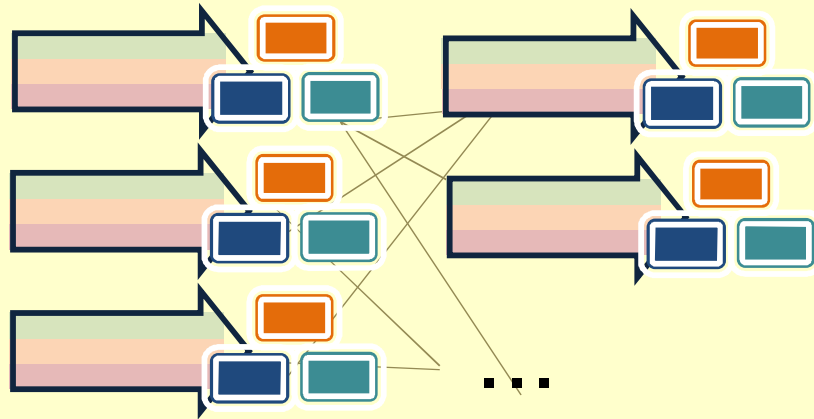
- ◆実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえつつ、教育課程を評価し改善

家庭・地域等

- ◆学校教育目標や育成すべき資質・能力を家庭・地域等とも共有

各教科

- ◆各教科の特質に応じ育まれる元方や考え方を働かせた学びを通じて、教科相互の関連性を視野に入れながら、資質・能力を育成



総合的な学習の時間

- ◆学校が育成すべき資質・能力を踏まえて教育目標を設定（学校教育目標と直接的につながる）
- ◆各教科の見方や考え方を総合的に活用し、自ら問いを見出し探究することを通じて資質・能力を育成

特別活動

- ◆学習の基盤となる学校生活全体の基盤づくりと、自分の生活やキャリアに学びをどう生かすかという振り返り
- ◆各教科の見方や考え方を総合的に活用し、望ましい集団活動を通じて資質・能力を育成

- ◆教育課程の実施にあたり連携・協働

特別の教科 道徳

- ◆よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる
- ◆各教科等で育成する人間性の基盤となる

- ◆教育課程外の実施にあたり連携・協働
- ◆学校教育以外の多様な教育活動の機会を提供

教育課程外の実施活動

- ◆関連する教科等を見方や考え方を働かせた学びを促進するなど、教育課程との関連を図る



3. 「何ができるようになるか」 （教育目標と育成すべき資質・能力の明確化）

学びに向かう力
人間性等

どのように社会・世界と関わり、
よりよい人生を送るか

「確かな学力」「健やかな体」「豊かな心」を
総合的にとらえて構造化

何を理解しているか
何ができるか

知識・技能

理解していること・できる
ことをどう使うか

思考力・判断力・表現力等

各学校段階を通した教育のイメージ（検討案）

平成28年6月1日
教育課程部
高等学校部
資料3

【高等学校】

⇒主に生涯にわたる社会生活やより主体的な社会参画、その後の専門的な学習のために必要となる 資質・能力

- 知識・技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力、人間性

【中学校】

⇒主に生涯にわたる社会生活の基盤となる 資質・能力

- 知識・技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力、人間性

【小学校】

⇒主に日常生活から身近な社会生活を送るにあたり必要となる資質・能力

- 知識・技能
- 思考力・判断力・表現力等
- 学びに向かう力、人間性

【幼児教育】 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- 「義務教育を終える段階で身に付けておくべき力は何か」、「18歳の段階で身に付けておくべき力は何か」という観点から、初等中等教育の出口のところで身に付けておくべき力を明確にしながら、幼・小・中・高の教育を、縦のつながりの見通しを持って系統的に組織していくことが重要（「論点整理」より）
- これを踏まえ、小・中・高については、育成すべき資質・能力の三つの柱（「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性」）に沿って、各学校段階で育成すべき資質・能力を明確化することとしてはどうか。
- その上で、学習指導要領・総則において、各学校段階の教育を通じて育成すべき資質・能力として示すこととしてはどうか。
- なお、幼児教育については、三つの柱に沿って資質・能力の育成を行うが、遊びを通しての総合的な指導の中で一体的に育まれるため、5歳児修了時までには育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として整理している。

健康な心と体

自立心

協同性

道徳性・規範意識の芽生え

社会生活との関わり

思考力の芽生え

自然との関わり・生命尊重

数量・図形、文字等への関心¹と感覚

言葉による伝え合い

豊かな感性と表現

(次期改訂における「知識」とは何か)

- 「知識」については、事実的な知識のみならず、学習過程において試行錯誤をすることなどを通じて、新しい知識が既得の知識と関係づけられて構造化されたり、知識と経験が結びつくことで身体化されたりして、様々な場面で活用できるものとして獲得される、いわゆる概念的な知識を含むものである。
- 「学ぶとはどのようなことか」「知識とは何か」を重視する次期改訂においては、学びのプロセスを通じて、発達の段階を踏まえながら、このような構造化された概念的知識の獲得に向かうことを重視するものである。
- なお、「技能」についても、一定の手順に沿った技能のみならず、変化する状況に応じて主体的に活用できる技能の習熟・熟達に向かうことが重要である。

4. 「何を学ぶか」 （各教科等を学ぶ意義と教科等横断的な視点での教育課程の編成）

小・中・高等学校を通じて一貫した目標設定の在り方について

外国語教育の抜本的強化のイメージ

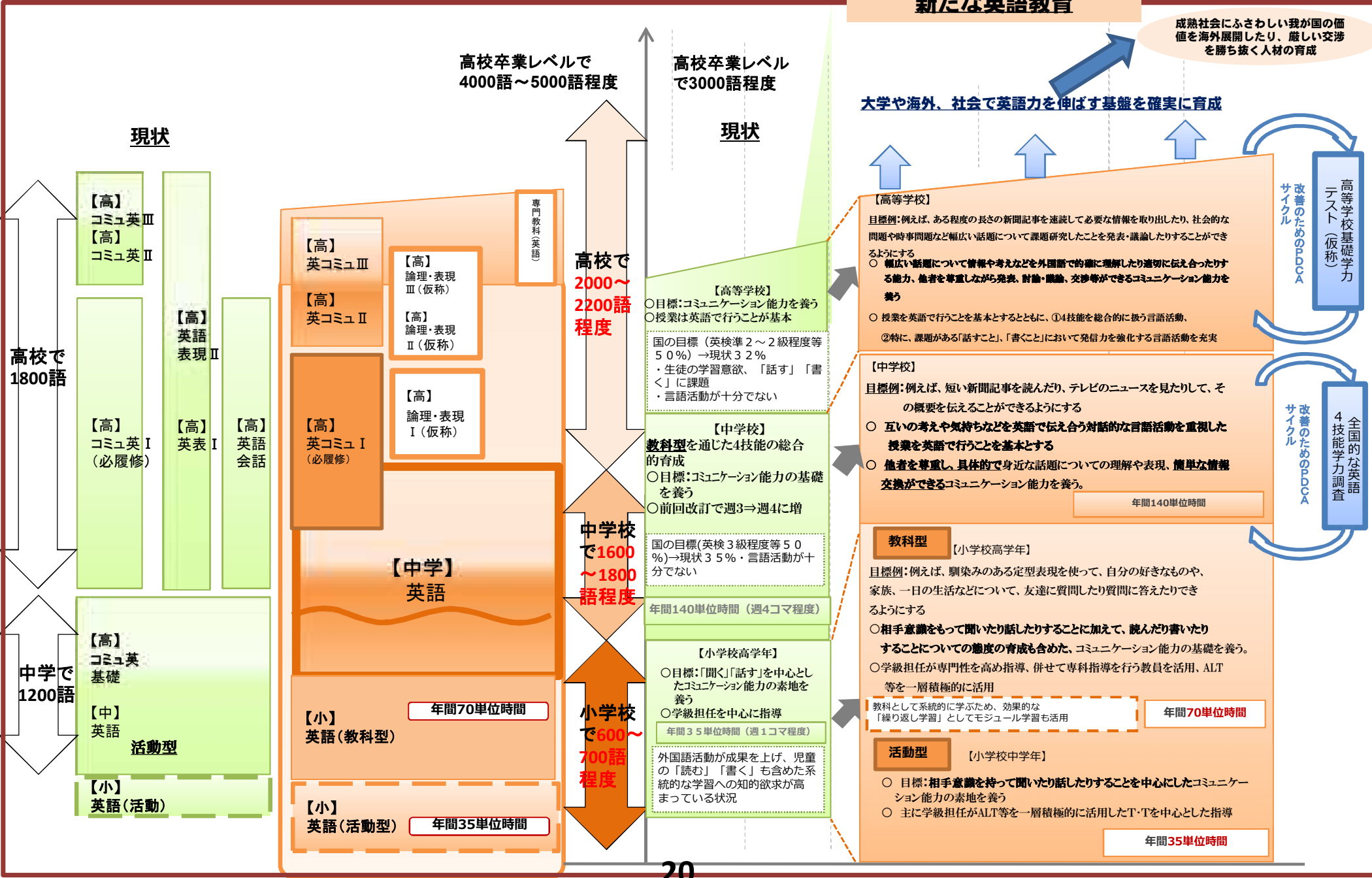
※CEFRとは、シラバスやカリキュラムの手引きの作成、学習指導教材の編集のために、透明性が高く分かりやすく参照できるものとして、20年以上にわたる研究を経て、2001年に欧州評議会が発表。

2016年6月27日現在

新たな英語教育

成熟社会にふさわしい我が国の価値を海外展開したり、厳しい交渉を勝ち抜く人材の育成

大学や海外、社会で英語力を伸ばす基盤を確実に育成



中央教育審議会小学校部会におけるこれまでの議論のとりまとめ(平成28年3月14日)

○ 小学校教育の在り方 低学年・中学年・高学年

○ 育成すべき資質・能力とカリキュラム・マネジメント

○ 言語能力の育成

①創造的思考（とそれを支える論理的思考）の側面、②感性・情緒の側面、③他者とのコミュニケーションの側面

○ 国語教育の充実 言葉の働き、仕組みに関する理解

○ 外国語教育の充実 「前倒しするのではなく」

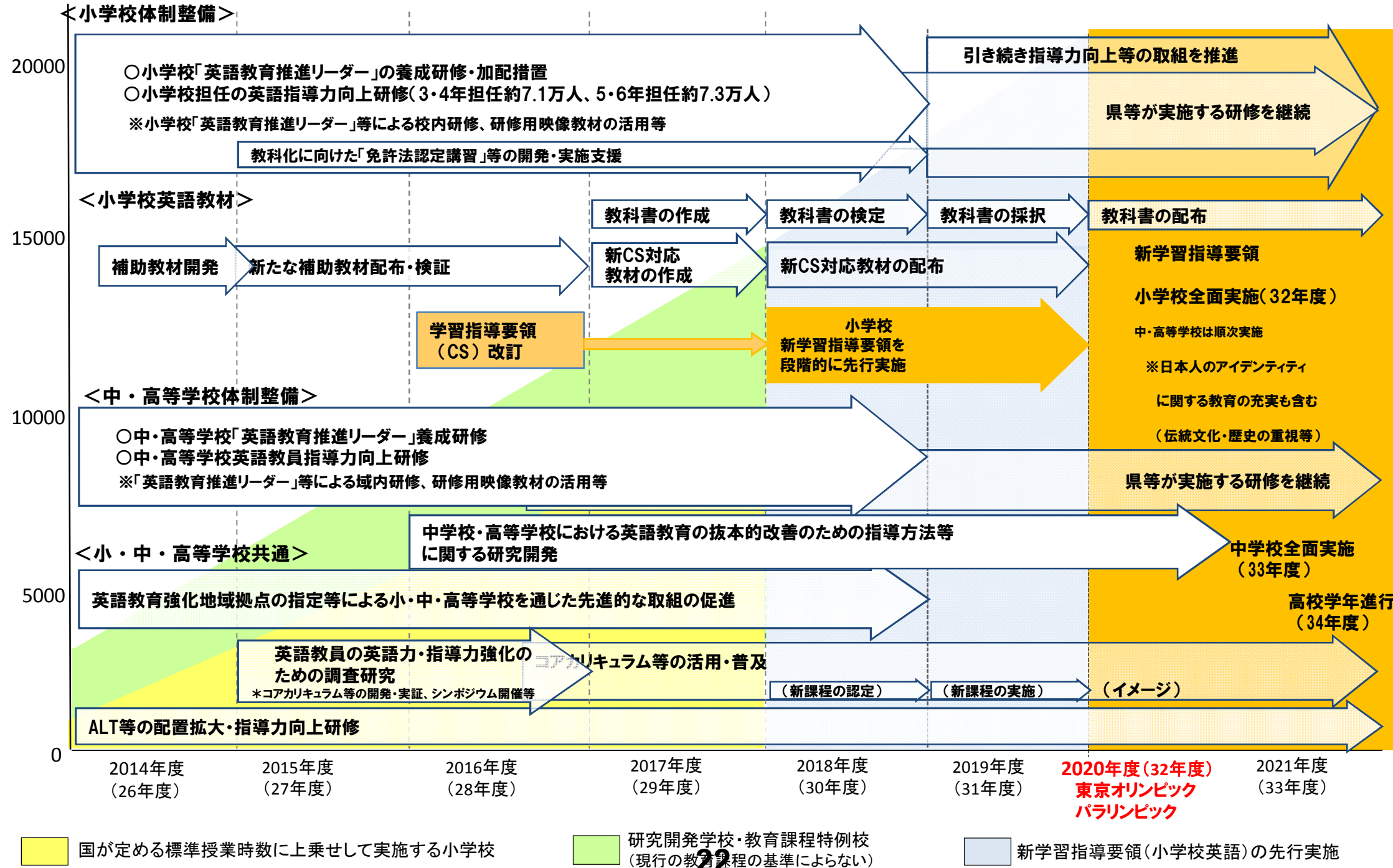
「高学年において年間35単位時間増となる時数を確保するためには、外国語科を中心に、教科目標を踏まえつつ、まとまりのある授業時数との関連性を確保した上で、効果的な繰り返し学習を行う短時間学習を実施することが考えられるが、他にも、45分に15分を加えた60分授業の設定、夏季、冬季の長期休業期間における学習活動、土曜日の活用や週あたりコマ数の増なども考えられるところであり、場合によってはこれらを組み合わせながら、地域や各校の実情に応じた柔軟な時間割編成を可能としていくことが求められる。」

「中学年については、外国語活動を短時間学習で行うことや、60分授業の設定は難しいと考えられるが、その他については同様の考え方に基づき、地域や学校の実情に応じた柔軟な時間割編成を可能としていくことが求められる。」

← 条件整備

グローバル化に対応した英語教育改革実施計画スケジュール(イメージ)

(小学校数)



小学校段階におけるプログラミング教育の在り方について（議論の取りまとめ）

プログラミング教育の必要性の背景

- ・近年、飛躍的に進化した人工知能は、所与の目的の中で処理を行う一方、人間は、みずみずしい感性を働かせながら、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかなどの目的を考え出すことができ、その目的に応じた創造的な問題解決を行うことができるなどの強みを持っている。こうした人間の強みを伸ばしていくことは、学校教育が長年目指してきたことでもあり、社会や産業の構造が変化し成熟社会に向かう中で、社会が求める人材像とも合致するものとなっている。
- ・自動販売機やロボット掃除機など、身近な生活の中でもコンピュータとプログラミングの働き之恩恵を受けており、これらの便利な機械が「魔法の箱」ではなく、プログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであることを理解できるようにすることは、時代の要請として受け止めていく必要がある。
- ・小学校段階におけるプログラミング教育については、コーディング（プログラミング言語を用いた記述方法）を覚えることがプログラミング教育の目的であるとの誤解が広がりつつあるのではないかと指摘もある。

プログラミング教育とは

子供たちに、**コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験**させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「**プログラミング的思考**」などを育成するもの

プログラミング的思考とは

自分が意図する一連の活動を実現するために、**どのような動きの組合せが必要**であり、一つ一つの動きに対応した記号を、**どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善**していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを**論理的に考えていく力**

プログラミング教育を通じて目指す育成すべき資質・能力

学びに向かう力・人間性等

知識・技能

思考力・判断力・表現力等

【知識・技能】

（小）身近な生活でコンピュータが活用されていることや、問題の解決には必要な手順があることに気付くこと。

【思考力・判断力・表現力等】

発達の段階に即して、「プログラミング的思考」を育成すること。

【学びに向かう力・人間性等】

発達の段階に即して、コンピュータの働きを、よりよい人生や社会づくりに生かそうとする態度を涵養すること。

こうした資質・能力を育成する**プログラミング教育を行う単元**について、**各学校が適切に位置付け、実施**していくことが求められる。また、**プログラミング教育を実施する前提**として、**言語能力の育成や各教科等における思考力の育成**など、全ての教育の基盤として長年重視されてきている資質・能力の育成もしっかりと図っていくことが重要である。

【小学校段階におけるプログラミング教育の実施例】

総合的な学習の時間	自分の暮らしとプログラミングとの関係を考え、そのよさに気付く学び	音楽	創作用のICTツールを活用しながら、音の長さや高さの組合せなどを試行錯誤し、音楽をつくる学び
理科	電気製品にはプログラムが活用され条件に応じて動作していることに気付く学び	図画工作	表現しているものを、プログラミングを通じて動かすことにより、新たな発想や構想を生み出す学び
算数	図の作成において、プログラミング的思考と数学的な思考の関係やよさに気付く学び	特別活動	クラブ活動において実施

【実施のために必要な条件整備等】

- （１）ICT環境の整備
- （２）教材の開発や指導事例集の整備、教員研修等の在り方
- （３）指導体制の充実や社会との連携・協働

高等学校の教科・科目構成について(案)

(科目構成等に変更があるものを抜粋)

…共通必修

…選択必修

※ グレーの枠囲みは既存の科目

国語科

論理国語
(仮称)

文学国語
(仮称)

国語表現
(仮称)

古典探究
(仮称)

現代の国語 (仮称)

言語文化 (仮称)

外国語科

英語コミュニケーションⅡ・Ⅲ
(仮称) (「聞くこと」「読むこと」
「話すこと」「書くこと」の統合型)

論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (仮称)
(スピーチやプレゼンテーション、ディ
ベート、ディスカッション等)

英語コミュニケーションⅠ (仮称)
(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の統合型)

※英語力調査の結果やC E F R
のレベル、高校生の多様な学
習ニーズへの対応なども踏ま
え検討。

地理歴史科

地理探究
(仮称)

日本史探究
(仮称)

世界史探究
(仮称)

地理総合
(仮称)

歴史総合 (仮称)

公民科

倫理
(仮称)

政治・経済
(仮称)

公共 (仮称)

家庭科

家庭基礎
(仮称)

家庭総合
(仮称)

情報科

情報Ⅱ
(仮称)

情報Ⅰ
(仮称)

理数科

理数探究 (仮称)

理数探究基礎
(仮称)

総合的な探究の 時間 (仮称)

総合的な探究の時間
(仮称)

※ 実社会・実生活から自ら見出した課題を探究することを通じて、
自分のキャリア形成と関連付けながら、探究する能力を育むとい
う在り方を明確化する。

数学科

数学Ⅲ

数学C
(仮称)

数学Ⅱ

数学B

数学Ⅰ

数学A

理科

物理

化学

生物

地学

科学と
人間生活

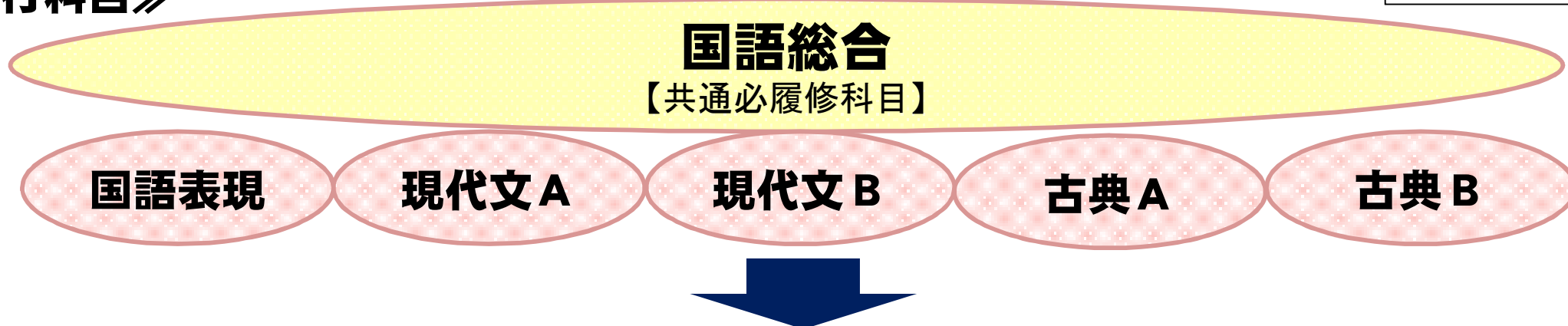
物理基礎

化学基礎

生物基礎

地学基礎

《現行科目》



《改訂の方向性（案）》

【現代の国語（仮称）】

実社会・実生活に生きて働く国語の能力を育成する科目

- 実社会・実生活における言語による諸活動に必要な国語の能力の育成
- 例えば、
 - ・目的に応じて多様な資料を収集・解釈し、根拠に基づいて論述する活動
 - ・文学作品等を読んで、構成や展開、優れた表現などの効果について言葉の意味や働きに着目して批評する活動
 - ・根拠を持って議論し互いの立場や意見を認めながら集団としての結論をまとめる活動等の重視

【言語文化（仮称）】

上代（万葉集の歌が詠まれた時代）から近現代につながる我が国の言語文化への理解を深める科目

- 我が国の伝統や文化が育んできた言語文化を理解し、これを継承していく一員として、自身の言語による諸活動に生かす能力の育成
- 古典（古文・漢文）だけでなく、古典に関わる近現代の文章を通じて、言語文化を、言葉の働きや役割に着目しながら社会や自分との関わりの中で生かすことのできる能力の育成

【論理国語（仮称）】

多様な文章等を多角的・多面的な視点から理解し、創造的に思考して自分の考えを形成し、論理的に表現する能力を育成する科目

（主として、創造的・論理的思考の側面から「思考力・判断力・表現力等」を育成）

【文学国語（仮称）】

小説、随筆、詩歌、脚本等に描かれた人物の心情や情景、表現の仕方等を読み味わい評価するとともに、それらの創作に関わる能力を育成する科目

（主として、感性・情緒の側面から「思考力・判断力・表現力等」を育成）

【国語表現（仮称）】

表現の特徴や効果を理解した上で、自分の思いや考えをまとめ、適切かつ効果的に表現して他者と伝え合う能力を育成する科目

（主として、他者とのコミュニケーションの側面から「思考力・判断力・表現力等」を育成）

【古典探究（仮称）】

古典を主体的に読み深めることを通して、自分と自分を取り巻く社会にとっての古典の意義や価値について探究する科目

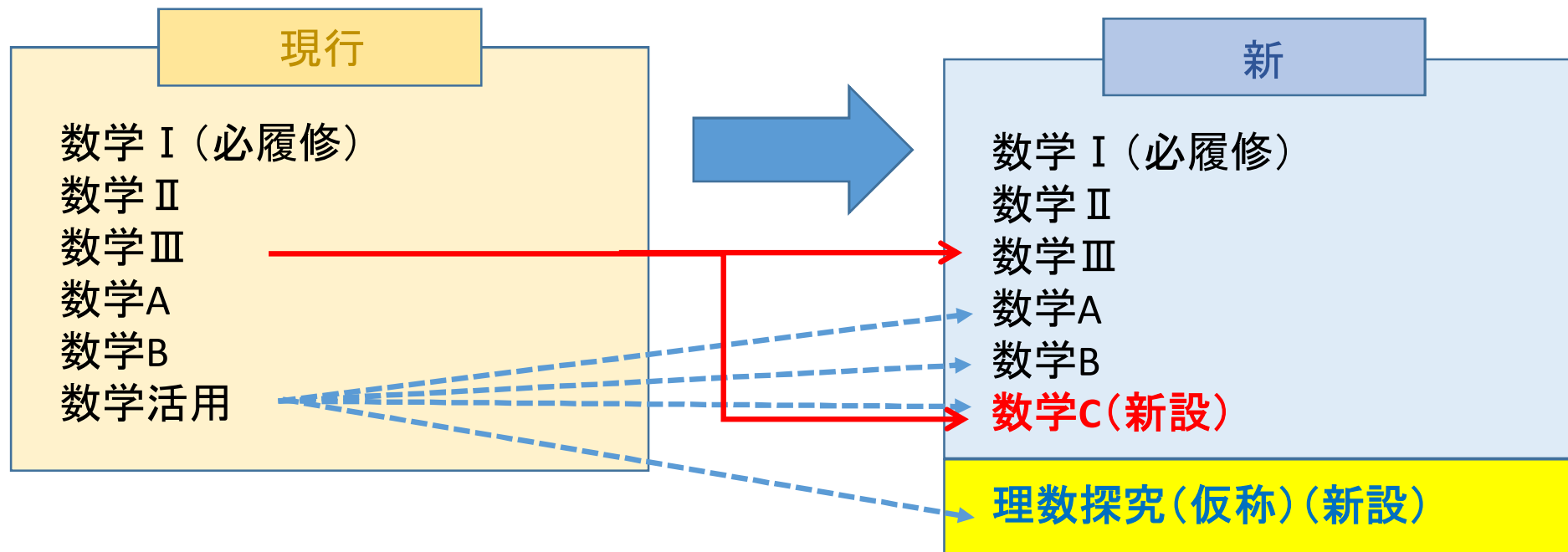
（ジャンルとしての古典を学習対象として「思考力・判断力・表現力等」を総合的に育成）

科目構成の見直しについて(案)

平成28年5月13日
教育課程部会
算数・数学ワーキンググループ

資料2

高等学校数学科



- 理数探究(仮称)の創設に伴い数学活用を廃止
- 数学Cを新たに設置し、数学活用の内容を数学A、数学B、数学Cのいずれかに移行
- 数学Cは、「平面上の曲線と複素数平面」や「データの活用(仮称)」などで構成
- 数学Bの統計的な内容を数学Cに移行することについて検討
- 統計的な内容については、特に情報科などとの連携を重視

高等学校 家庭科（共通教科）の改訂の方向性（案）

平成28年6月8日教育課程部会
家庭、技術・家庭ワーキンググループ
資料6ー3

現行学習指導要領	検討事項	今後の方向性(案)	
	家庭科の見方や考え方	目指す資質・能力等	内 容
家庭基礎(2単位) (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 生活の自立及び消費と環境 (3) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係わる生活事象において、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会を構築等の視点から解決すべき問題を捉え、よりよい生活を実現するために考えること 「論点整理」における指摘事項 ・生活の科学的な理解 ・生活課題を解決する能力と実践的な態度の育成 ・小・中・高等学校教育を通じて育成すべき資質・能力の明確化 ・各学校段階を通じて、家庭や社会とのつながりを重視 ・少子高齢社会、資源や環境に配慮したライフスタイルの確立や持続可能な社会づくりのための力、他者と共生し自立して生活する力、生涯を見通して生活を設計し創造していく力の育成	○自立した生活者に必要な家族や家庭、衣食住、消費や環境等についての科学的な理解と技能 ・家族・家庭についての理解 ・乳幼児の子育て支援等や高齢者の生活支援等についての理解・技能 ・生涯の生活設計についての理解 ・各ライフステージに対応した衣食住についての理解・技能 ・生活における経済の計画、消費生活や環境に配慮したライフスタイルの確立についての理解・技能	必履修科目・単位 「家庭基礎(仮称)」2単位科目 ○少子高齢化に関する内容の改善 ・親の役割と子育て支援(乳児期)、高齢者の理解と生活支援技術の基礎、生涯の生活を設計するための意思決定等、少子高齢社会を支える実践力を育成するための内容の充実 ○衣食住の生活に関する内容の改善 ・自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実(食育、食文化等の充実) ○生活の科学的な理解の一層の重視 ○持続可能な社会の構築に関する内容の改善 ・消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成を図る内容の充実 ○「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実
家庭総合(4単位) (1) 人の一生と家族・家庭 (2) 子どもや高齢者とのかわりりと福祉 (3) 生活における経済の計画と消費 (4) 生活の科学と環境 (5) 生涯の生活設計 (6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動	関連する会議における提言等 ○少子化社会対策大綱(H27. 3. 20閣議決定) 妊娠や家庭・家族の役割については、発達の段階に応じた適切な教育の推進を図る ○高齢社会対策大綱(H24. 9. 7閣議決定) 高齢社会に関する課題や高齢者に対する理解を深める ○第3次男女共同参画基本計画(H22. 12. 17閣議決定) 家庭を築くことの重要性などについての指導の充実を図る ○食育推進基本計画(H23. 3. 31食育推進会議決定) 学校教育全体を通して食育を組織的・計画的に推進する ○和食の無形文化遺産登録(H25. 12. 4) 日本の伝統的な食文化 ○消費者教育の推進に関する法律(H24. 8. 22) 学校における消費者教育の推進 ○環境基本計画(H24. 4. 27閣議決定) 学校や社会におけるESDの理念に基づいた環境教育等の教育を推進する	○家族・家庭や社会における生活の中から問題を見出して課題を設定し、生涯を見通して解決する力 ・家族・家庭や社会における生活の中から問題を見出し、課題を設定する力 ・生活課題について他の生活事象と関連付け、生涯を見通して多角的に捉え、解決策を構想し、計画する力 ・実習や観察・実験、調査、交流活動の結果等について、考察したことを科学的な根拠や理由を明確にして論理的に説明したり、発表したりする力 ・他者の立場を考え、多様な意見や価値観を取り入れ、計画・実践等について評価・改善する力	「家庭総合(仮称)」4単位科目 ○少子高齢化に関する内容の改善 ・親の役割と子育て支援(乳児との触れ合い、子供とのコミュニケーション)に係る内容の充実、高齢者の理解と生活支援技術、生涯の生活を設計するための意思決定等、少子高齢社会を支える実践力を育成するための内容の充実 ○衣食住の生活に関する内容の改善 ・自立した生活者に必要な実践力を定着させる学習の充実(食育、食文化等の充実) ・健康、安全等を考慮した衣食住の生活を総合的にマネジメントする力を育成するための内容の充実 ・日本の生活文化の継承・創造に係る内容の充実 ○生活の科学的な理解の一層の重視 ○持続可能な社会の構築に関する内容の改善 ・消費生活や環境に配慮したライフスタイルを確立するための意思決定能力の育成を図る内容の充実 ・消費生活や環境に係る地域への働きかけなど社会参画力を育成するための内容の充実 ○「ホームプロジェクト」や「学校家庭クラブ活動」等、主体的に取り組む問題解決的な学習を一層充実
生活デザイン(4単位) (1) 人の一生と家族・家庭及び福祉 (2) 消費や環境に配慮したライフスタイルの確立 (3) 食生活の設計と創造 (4) 衣生活の設計と創造 (5) 住生活の設計と創造 (6) ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動		○相互に支え合う社会の構築に向けて、主体的に地域社会に参画し、家庭や地域の生活を創造しようとする実践的な態度 ・男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造しようとする態度 ・様々な年代の人とコミュニケーションを図り、主体的に地域社会に参画しようとする態度 ・生活を楽しみ味わい、豊かさを創造しようとする態度 ・日本の生活文化を継承・創造しようとする態度 ・自己のライフスタイルの実現に向けて、将来の家庭生活や職業生活を見通して学習に取り組もうとする態度	小・中・高の系統性、既存の内容の関連性、家庭科における見方や考え方を踏まえた内容の改善 ※必履修科目の履修後は、生徒の特性や進路に応じて、専門教科「家庭」の科目を履修することができる。

外国語
現行科目

コミュニケーション英語基礎

コミュニケーション英語Ⅰ

（必修）

コミュニケーション英語Ⅱ

コミュニケーション英語Ⅲ

英語表現Ⅰ

英語表現Ⅱ

英語会話

課題

- ・生徒の英語力について、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」全般、特に「話すこと」と「書くこと」の能力が課題
- ・英語の学習意欲に課題
- ・言語活動、特に、統合型の言語活動（例：聞いたり読んだりしたことに基づいて話したり書いたりする活動）が十分ではない
- ・グローバル時代において、英語学習に関する生徒の多様化への対応が必要

発信力が弱い

育成すべき
資質・能力等

外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、他者を尊重し、聞き手・話し手・読み手・書き手に配慮しながら、コミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図るとともに、日常的な話題から時事問題や社会問題まで幅広い話題について、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝え合ったりする能力を養う

「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の総合型
（必修科目を含む）の科目を核とする

発信能力の育成をさらに強化する

英語による思考力・判断力・表現力を高める見直し

英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ（仮称）

- ・「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」を総合的に育成（受信・発信のバランス）
- ・明確な目標（英語を用いて何ができるようになるか）を達成するための構成・内容
- ・複数の力を統合させた言語活動が中心
- ・「英コミュⅠ」は中学校段階での学習の確実な定着（高等学校への橋渡し）を含む。

学習指導要領に掲げられる資質・能力を確実に育成するための指標形式の目標を段階的に設定

論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（仮称）

- ・「話すこと」「書くこと」を中心とした発信力の強化
- ・スピーチ、プレゼンテーション、ディベート、ディスカッションなどの言語活動が中心
- ・聞いたり読んだりして得た情報や考えなどを活用してアウトプットする統合型の言語活動

併せて専門教科「英語」の各科目も見直し
⇒ 総合英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（仮称）、ディベート&ディスカッションⅠ・Ⅱ（仮称）、エッセー・ライティングⅠ・Ⅱ（仮称）

生徒が実社会や実生活の中で、自らが課題を発見し、主体的・協働的に探求し、英語で考えや気持ちを互いに伝え合うことを目的とした学習

Ⅰ→Ⅲへ内容の高度化・話題の多様化

改訂の方向性（案）

地理歴史科

公民科

現代社会の諸課題の解決を視野に入れて考察（各科目について主として「空間」・「時間」及び「現代社会の構造等」に着目）

新
必
履
修
科
目

「地理総合(仮称)」

持続可能な社会づくりを目指し、環境条件と人間の営みとの関わりに着目して 現代の地理的な諸課題 を考察する

「歴史総合(仮称)」

歴史の推移や変化を踏まえ課題の解決を視野に入れて、世界とそこにおける日本について、現代的な諸課題の形成に関わる近現代の歴史を考察する

「公共(仮称)」

現代社会の諸課題の解決に向けて、自立するとともに他者と協働して、公共的な空間を作る主体として選択・判断の基準を身に付け、考察する

新
選
択
科
目

「地理探究(仮称)」

世界の諸事象を系統的に、諸地域を地誌的に考察し、現代日本に求められる国土像の在り方について探究する

「日本史探究(仮称)」

我が国の歴史の展開について、世界の歴史や歴史を構成する様々な要素に着目して、総合的に広く深く探究する

「世界史探究(仮称)」

世界の歴史の大きな枠組みと展開について、地理的条件や日本の歴史と関連付けて、広く深く探究する

「倫理(仮称)」

他者と共に生きる主体を育むために、現代に生きる人間の倫理的課題について探究し、自立して思索する

「政治・経済(仮称)」

国家及び社会の形成に、より積極的な役割を果たす主体を育むために、現実社会の諸課題を広く深く探究する

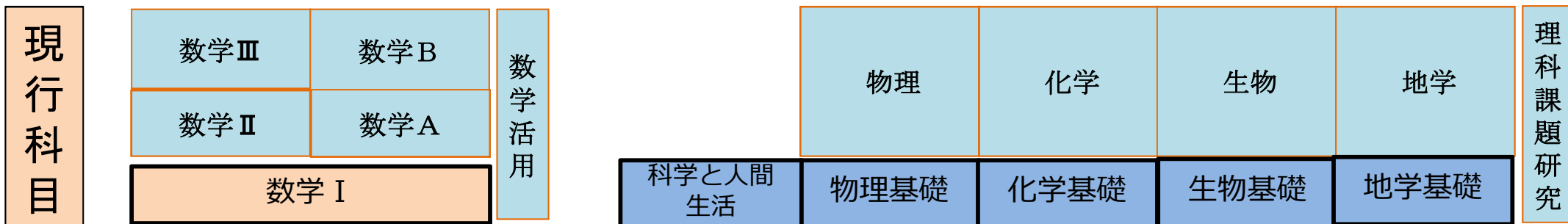
必修科目で育んだ理解や技能を用いて、より専門的な視野から広く深く探究

※ 地理歴史科については、新必修科目の名称としては、両者を習得することによって当該教科の高等学校における目標を達成するために必要とされる資質・能力を育む科目として両科目に「総合」を付すとともに、生徒の興味・関心や進路等に応じて「総合科目」を基盤に、より専門的な視野から考察を深め、探究を行う科目について「探究」を付すこととしてはどうか。

※ 公民科については、自立した主体として他者と協働して社会に参画し、公共的な空間を作る主体を育むことを目指す科目の内容を端的かつ適切に示すことが可能なものとして「公共(仮称)」とするとともに、選択科目については地理歴史科と同様に探究を行う科目であるが、学習対象である「倫理」については「探究」がその本質的な内容の一部であることから、「倫理探究」といった科目名はなじまず、また、「政治・経済」のみに「探究」を付すことは、同一教科に置かれる同一の性格を持つ科目の名称について混乱させるおそれもあることから、「倫理(仮称)」、「政治・経済(仮称)」とすることとしてはどうか。

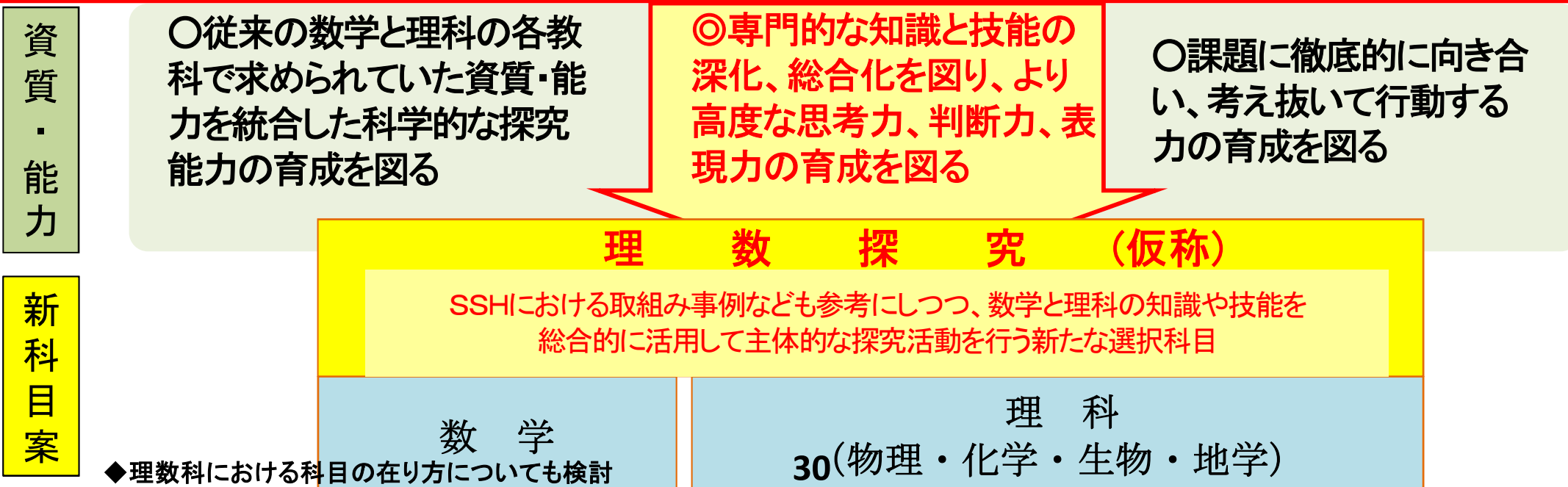
高等学校 理数科目の改訂の方向性として考えられる構成（案）

普通科の場合



- ・ 数学活用：指導内容と日常生活や社会との関連及び探究する学習を重視。
- ・ 理科課題研究：知識・技能を活用する学習や探究する学習を重視。先端科学や学際的領域に関する研究なども扱える。
- ・ 課題研究等の活動は生徒の論理的な思考を育成する効果が高いが、あまり開講されていない状況。（1割未満）
- ・ スーパーサイエンスハイスクール（SSH）で設定されている「サイエンス探究」等では、数学と理科で育成された能力を統合し、課題の発見・解決に探究的に取り組むことで高い教育効果。

【諮問文】より高度な思考力・判断力・表現力等を育成するための
新たな教科・科目の在り方について検討



高等学校の数学・理科にわたる探究的科目のイメージ（案）

※以下の2科目で構成

実施段階 「理数探究 （仮称）」

探究を深める段階

- 基礎で身に付けた資質・能力を活用して自ら課題を設定し、探究の過程全体を行う。
- それぞれの課題に応じた探究を行うために必要な個別の知識や技能を主体的に身に付けさせ、より深い探究を志向させる。
- 探究に当たっては、質を高めるため大学・企業等の外部機関を積極的に活用する。
- 実験や分析自体の成否より、試行錯誤し、失敗のリスクも引き受けながら主体的にやり遂げる過程を重視する。

大学・企業等
からの支援

基礎で学んだ
ことを用いて、
自ら課題を設
定し、探究の
過程全体を実
施する。

校内・校外
において探
究の成果を
発表する。

学習過程の例

探究の手法に
ついて学ぶ

教員の指導のもと、実
験・観察の進め方や分
析の手法を考え、選択
した課題等の探究を
実施する

研究倫理についての
基本的な理解のため
の学習

校内等
で成果を
発表する

基礎の習得段階

- 探究の過程全体を自ら遂行するために基礎となる資質・能力をあらかじめ身に付けておくことが必要。
- 新たな価値の創造に向けて挑戦することの意義等について理解を深めさせることで、主体的に探究に取り組む態度を身に付けさせることが必要。
- 研究倫理等についての基本的な理解を身に付けさせることが必要。

基礎段階 「理数探究基礎 （仮称）」

探究・・・物事の本質を探って見極めようとする一連の知的営み

高等学校における総合的な学習の時間、課題研究、理数探究(仮称)

- 各教科等の特質に応じて育まれる見方や考え方を総合的に活用するとともに、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら見方や考え方を組み合わせて統合させ、活用しながら、自ら問いを見出し探究することのできる力を育成する。

各教科

- 各教科の特質に応じて育まれる見方や考え方を活用しながら、各教科の本質的な理解等に向けて探究することのできる力を育成する。
- 各教科の本質的な理解等に向かうことが重要であることから、問いについては教師が効果的に設定しながら、学習者自身が知識等を構造化できるような学習過程を設定する場合と、学習者が問いを見出すことができるような学習過程を設定する場合とがある。

小・中学校の総合的な学習の時間

- 各教科等の特質に応じて育まれた見方や考え方を総合的に活用しながら、自ら問いを見出し探究することのできる力を育成する。
- 探究的な学習が自己の生き方に関わるものであることに気付く。

※上記のような力を育成する手立て(学習のプロセスや学習活動)としての「探究」が各教科等で行われている。
(各教科等によって、学習のプロセスや学習活動は異なる。) 32

情報科新科目のイメージ

「情報Ⅰ（仮称）」（情報と情報技術を問題の発見と解決に活用するための科学的な考え方を育成する共通必修科目）

問題の発見・解決に向けて、事象を情報とその結び付きの視点から捉え、情報技術を適切かつ効果的に活用する力を育む科目

（項目の構成案）

(1) 情報社会の問題解決	中学校までに経験した問題解決の手法や情報モラルなどを振り返り、これを情報社会の問題の発見と解決に適用して、情報社会への参画について考える。
(2) コミュニケーションと情報デザイン	情報デザインに配慮した的確なコミュニケーションの力を育む。
(3) コンピュータとプログラミング	プログラミングによりコンピュータを活用する力、事象をモデル化して問題を発見したりシミュレーションを通してモデルを評価したりする力を育む。
(4) 情報通信ネットワークとデータの利用	情報通信ネットワークを用いてデータを活用する力を育む。

「情報Ⅱ（仮称）」（発展的な内容の選択科目）

「情報Ⅰ（仮称）」において培った基礎の上に、問題の発見・解決に向けて、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用し、あるいは情報コンテンツを創造する力を育む科目

（項目の構成案）

(1) 情報社会の進展と情報技術	情報社会の進展と情報技術との関係について歴史的に捉え、AI等の技術も含め将来を展望する。
(2) コミュニケーションと情報コンテンツ	画像や音、動画を含む情報コンテンツを用いた豊かなコミュニケーションの力を育む。
(3) 情報とデータサイエンス	データサイエンスの手法を活用して情報を精査する力を育む。
(4) 情報システムとプログラミング	情報システムを活用するためのプログラミングの力を育む。
○ 課題研究	情報Ⅰ（仮称）及び情報Ⅱ（仮称）の(1)～(4)における学習を総合し深化させ、問題の発見・解決に取り組み、新たな価値を創造する。

情報科各科目の項目構成の考え方

項目(1)

- ・情報社会との関わりについて考える
- ・問題の発見・解決に情報技術を活用することの有用性について考える

※項目(2)～(4)の導入として位置付ける

項目(2)～(4)（情報Ⅱ（仮称）は(2)～(4)）

- ①（各項目に応じた）情報、情報技術や問題解決の手法等を理解する
- ②問題の発見・解決に情報技術を活用するとともに、自らの情報活用を評価・改善する

※②においては、①において習得した知識の概念化を図るほか、問題の発見・解決に情報技術を活用する能力の向上、情報社会に参画する態度の育成を図る

※主として②において、情報科における「見方・考え方」を働かせるとともに成長させる

※必ずしも①、②の順に学習するものではなく、「情報科における学習プロセスの例」に示すように、学びのつながりと広がりとを意図して、情報や情報技術等に関する知識の習得と、それらの知識の問題発見・解決への活用を並行して行うことも考えられる。

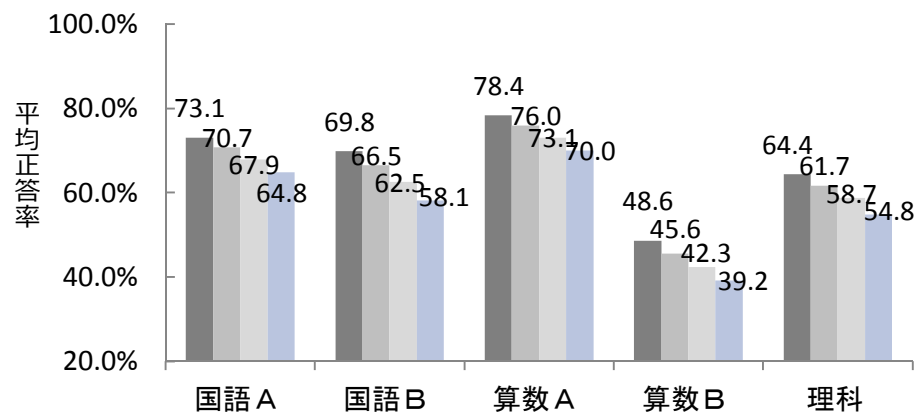
5. どのように学ぶか（指導案等の作成と実施、 学習指導の改善・充実）

◆「学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを深めたり、広げたりすることができるか」について、肯定的回答の方が平均正答率が高い状況であった。

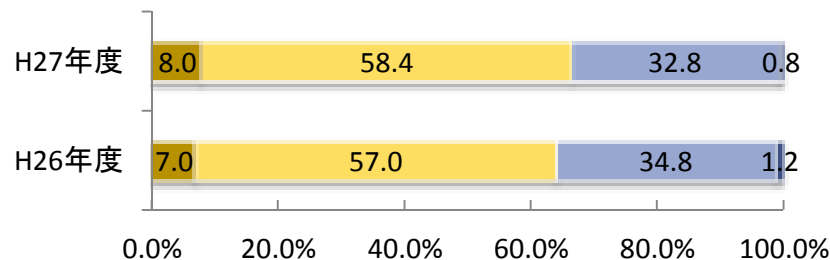
【質問項目】

調査対象学年の児童生徒は、学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを深めたり、広げたりすることができると思いますか。

【小学校】

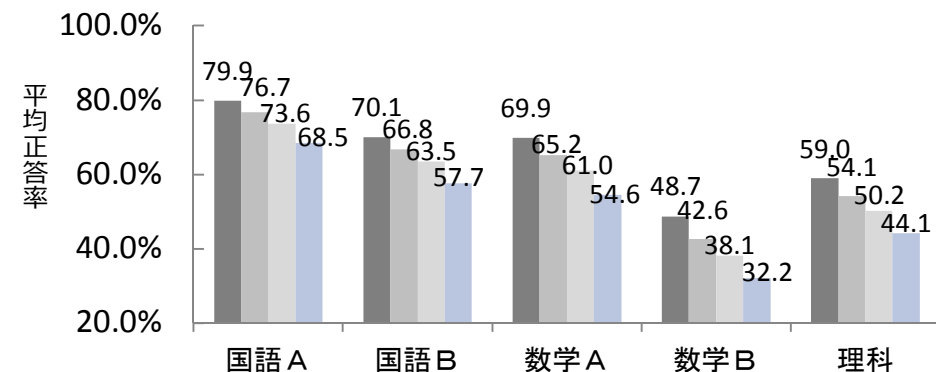


■ そのとおりだと思う ■ どちらかといえば、そう思う
■ どちらかといえば、そう思わない ■ そう思わない

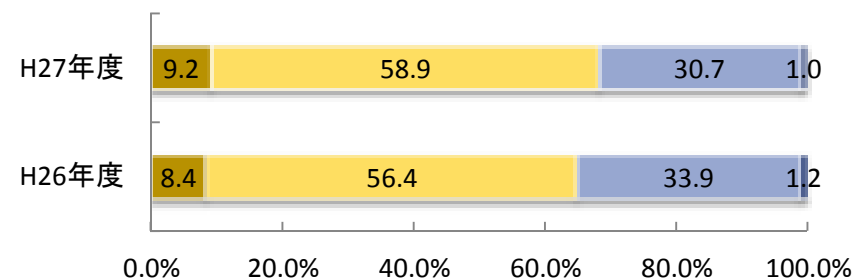


■ そのとおりだと思う ■ どちらかといえば、そう思う
■ どちらかといえば、そう思わない ■ そう思わない

【中学校】



■ そのとおりだと思う ■ どちらかといえば、そう思う
■ どちらかといえば、そう思わない ■ そう思わない



■ そのとおりだと思う ■ どちらかといえば、そう思う
■ どちらかといえば、そう思わない ■ そう思わない

※選択肢毎の平均正答率は、選択肢の回答数が100校未満のものについては、一つ前の選択肢の回答とまとめて算出

主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）（案）

平成28年5月9日
教育課程部会
高等学校部会
資料8（会議後修正）

○「論点整理」におけるアクティブ・ラーニングの視点

【深い学び】

習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。

【対話的な学び】

他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。

【主体的な学び】

子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

総則・評価特別部会及び各教科等WGの議論を踏まえ、以下のように整理できるのではないか

【深い学び】

習得・活用・探究の見通しの中で、教科等の特質に応じて育まれる見方・考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解や資質・能力の育成、学習への動機付け等につなげる「**深い学び**」が実現できているか。

【対話的な学び】

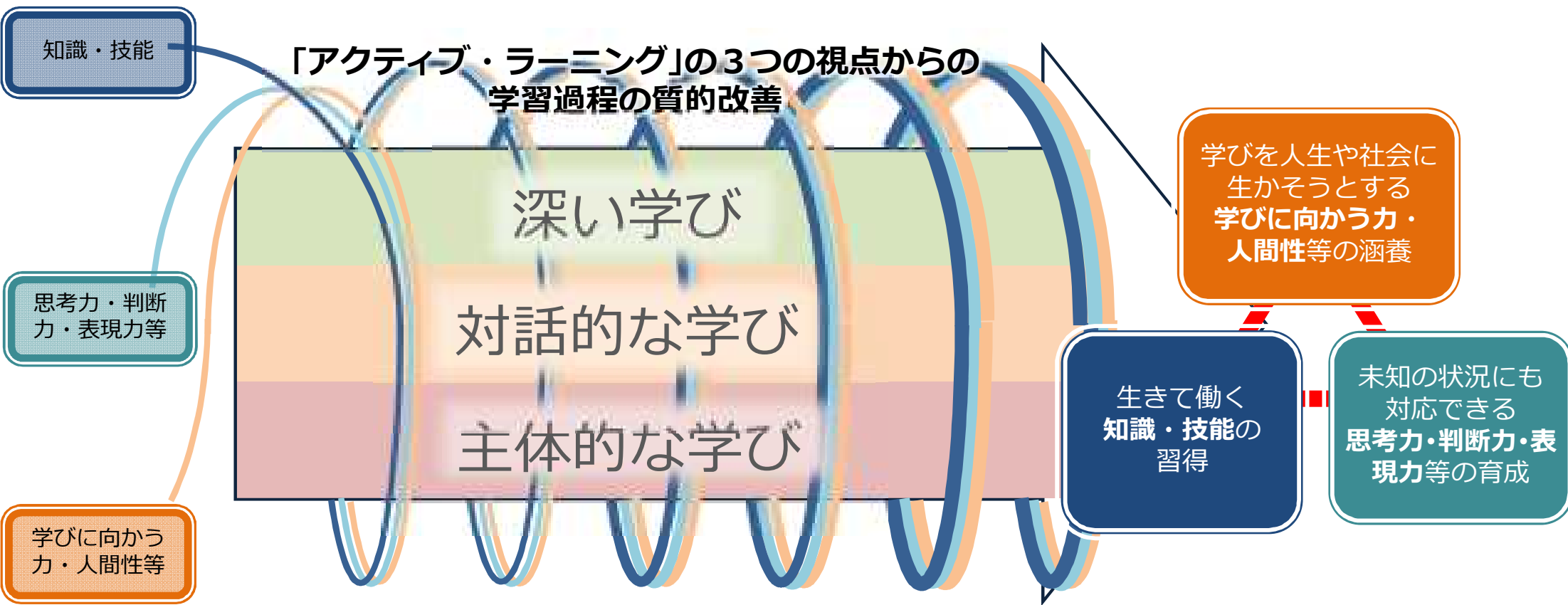
子供同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自らの考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点）の関係（イメージ）（案）

- ◆ 「アクティブ・ラーニング」の3つの視点を明確化することで、授業や学習の改善に向けた取組を活性化することができる。これにより、知識・技能を生きて働くものとして習得することを含め、育成すべき資質・能力を身につけるために必要な学習過程の質的改善を実現する。
- ◆ 資質・能力は相互に関連しており、例えば、習得・活用・探究のプロセスにおいては、習得された知識・技能が思考・判断・表現において活用されるという一方通行の関係ではなく、思考・判断・表現を経て知識・技能が生きて働くものとして習得されたり、思考・判断・表現の中で知識・技能が更新されたりすることなども含む。



※ 基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題が見られる場合においても、「深い学び」の視点から学習内容の深い理解や動機付けにつなげたり、「主体的な学び」の視点から学びへの興味や関心を引き出すことなどが重要である。

学習指導要領改訂のポイント(「教育の強靱化に向けて」平成28年5月10日)

急激な社会的変化の中でも、子供たちに未来の創り手となるために必要な知識や力を育むため、以下のような方向性で学校の教育課程を充実。

- 「ゆとり教育」か「詰め込み教育」かといった、**二項対立的な議論には戻らない**。
知識と思考力の双方をバランスよく、確実に育むという基本を踏襲し、**学習内容の削減を行うことはしない**。

高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

- 学校教育のよさをさらに進化させることを目指し、「学校教育を通じてどのような力を育むのか」を明確にして育成する。

「**アクティブ・ラーニング**」の視点は、**知識が生きて働くものとして習得**され、必要な力が身に付くことを目指すもの。知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための**学習過程の質的改善**を行う。

①対話的・②主体的で③深い学び、の三つが「アクティブ・ラーニング」の視点。特に「深い学び」こそが質の高い理解に不可欠。

- こうした方向性のもと、必要な教科・科目構成等の見直しも行う(小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共(仮称)」等の新設など)。

**本年度中に学習指導要領を改訂し、
2020年から順次実施。**

高等学校は来年度改訂

6. 何が身に付いたか（学習評価の充実）

観点別学習状況の評価について

- 学習評価には、児童生徒の学習状況を検証し、結果の面から教育水準の維持向上を保障する機能。
- 各教科においては、学習指導要領等の目標に照らして設定した観点ごとに学習状況の評価と評定を行う「目標に準拠した評価」として実施。
⇒きめの細かい学習指導の充実と児童生徒一人一人の学習内容の確実な定着を目指す。

学力の3つの要素と評価の観点との整理

【現行】

学習評価の 4 観点

関心・意欲・態度

思考・判断・表現

技能

知識・理解

【以下の3観点に沿った整理を検討】

学力の3要素 (学校教育法) (学習指導要領)

知識及び技能

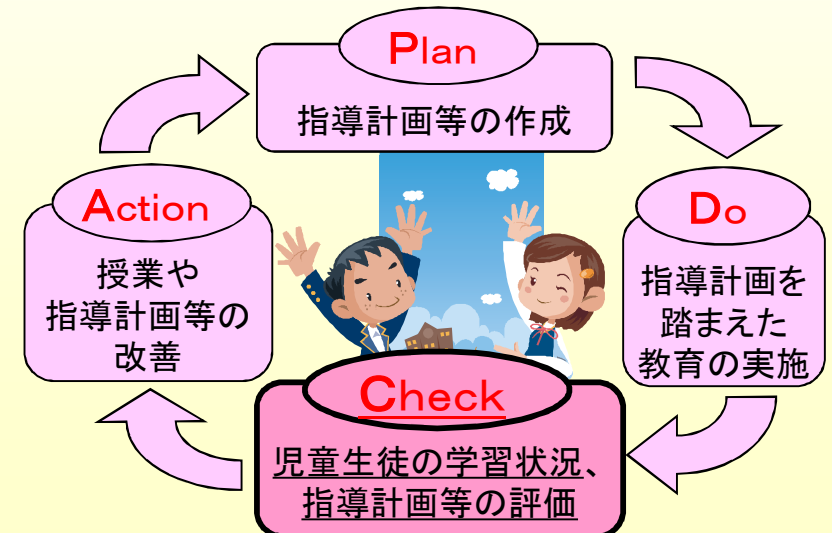
思考力・判断力
・表現力等

主体的に学習に
取り組む態度

学習指導と学習評価のPDCAサイクル

- 学習評価を通じて、学習指導の在り方を見直すことや個に応じた指導の充実を図ること、学校における教育活動を組織として改善することが重要。

指導と評価の一体化



学習評価の改善に関する今後の検討の方向性

各教科等の評価の観点のイメージ（案）

観点（例） ※具体的な観点の書きぶりは、 各教科等の特質を踏まえて検討	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
各観点の趣旨の イメージ（例） ※具体的な記述については、 各教科等の特質を踏まえて検討	（例） 〇〇を理解している／〇〇の知識を身に付けている 〇〇することができる／〇〇の技能を身に付けている	（例） 各教科等の特質に応じ育まれる見方や考え方をを用いて探究することを通じて、考えたり判断したり表現したりしている	（例） 主体的に知識・技能を身に付けたり、思考・判断・表現をしようとしていたりしている

（出典）平成28年3月14日 総則・評価特別部会

各教科等の学習評価の観点のイメージ案

※平成28年7月1日現在、各教科等WGで検討中の案を抜粋したもの

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
国語科 ※高等学校 の例	(例) 生涯にわたる社会生活や専門的な学習に必要な国語の特質について理解し適切に使うことができる。	(例) 創造的・論理的思考や感性・情緒を働かせて思考力や想像力を豊かにし、多様な他者や社会との関わりの中で、国語で的確に理解し効果的に表現することを通して自分の思いや考えを深めている。	(例) 言葉を通じて積極的に多様な他者や社会と関わったり、思いや考えを深めたりしようとするとともに、言葉の意義を認識し、自覚的に読書に取り組み、言葉を効果的に使おうとしている。
社会科、地理歴史科、公民科	○社会的事象等について（～は～であると）理解し、その知識を身に付けている - 主として事実等に関わる知識（用語・語句などを含める） - 主として概念等に関わる知識（特色、意味、理論など） ○社会的事象等を調べまとめる技能（社会的事象等に関する情報を収集する・読み取る・まとめる技能）を身に付けている - 情報全体の傾向性を踏まえて - 必要な情報を選んで - 複数の情報を見比べたり結び付けたりして - 資料の特性に留意して（例：情報を読み取る技能の場合）	○社会的な見方・考え方をを用いて、社会的事象等を見出し、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察している ○社会的な見方・考え方をを用いて、社会に見られる課題を把握し、その解決に向けて構想している ○考察したことや構想したことについて、説明したり議論したりしている	○学習対象（社会的事象等）について主体的に調べ分かつようとして課題を意欲的に追究している - 問いや追究の見通しを持って - 粘り強く（試行錯誤して） - 他者と協働して - 振り返り、学んだことの意味に気付いて ○よりよい社会を考え学んだことを生かそうとしている - 学んだことを社会生活に生かそうとして - よりよい社会の実現を考えようとして - 身に付けた見方・考え方を新たな問いに生かして
算数・数学科 ※高等学校 数学科の 例	- 数学における基本的な概念や原理・法則などを体系的に理解している。 - 事象を数学化したり、数学的に解釈したり表現・処理したりする技能を身に付けている。	- 事象を数学を活用して論理的に考察する力、思考の過程を振り返って本質を明らかにし統一的・発展的に考察する力を身に付けている。 - 数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。	- 数学のよさを認識し、数学を活用して粘り強く考え、数学的論拠に基づき判断しようとする。 - 問題解決の過程を振り返って評価・改善しようとする。

理科 ※高等学校 の例	・自然の事物・現象に対する概念や原理・法則を理解し、知識を身に付けている。 ・観察、実験などを行い、基本操作を習得するとともに、それらの過程や結果を的確に記録、整理し、自然の事物・現象を科学的に探究する技能を身に付けている。	・自然の事物・現象の中に見通しをもって課題や仮説を設定し、観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、根拠を基に導き出した考えを表現している。	・自然の事物・現象に主体的にかかわり、それらを科学的に探究しようとするとともに、探究の過程などを通して獲得した知識・技能や思考力・判断力・表現力を日常生活や社会に生かそうとしている。
芸術科（音楽Ⅰ） ※高等学校 音楽の例	（例） 音楽的な見方・考え方を働かせて、曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり及びその多様性について、音楽活動を通して理解している。 音楽的な見方・考え方を働かせて、音楽表現を創意工夫したり、自分の表現意図を音楽で表現したりするために必要な歌唱、器楽、創作の技能を身に付け、創造的に表している。	（例） 音楽的な見方・考え方を働かせて、音楽表現を創意工夫し、表現意図をもっている。 音楽的な見方・考え方を働かせて、楽曲や演奏を解釈したり、生活や社会における音楽の価値を考えたりして、音楽のよさや美しさを創造的に味わって聴いている。	（例） 主体的に音楽的な見方・考え方を働かせて、音楽活動の喜びを味わい、協働的に歌唱、器楽、創作、鑑賞の学習に取り組もうとする。
芸術科（美術Ⅰ） ※高等学校 美術の場合	（例） 造形的な見方・考え方を働かせて、造形や美術を捉える視点について実感的に理解を深めている。 創造的な美術を表現するために必要な技能を身に付け、造形的な見方・考え方を働かせて、意図に応じて材料や用具、表現方法を創意工夫して表している。	（例） 造形的な見方・考え方を働かせて、主題を生成し、創造的な表現の構想を練っている。 造形的な見方・考え方を働かせて、造形や美術、美術文化などについて自分の価値意識を持って捉え、意味や価値をつくりだしている。	（例） 美術の創造活動の喜びを味わい、主体的に造形的な見方・考え方を働かせて、表現や鑑賞の創造活動に取り組もうとする。
芸術科（工芸Ⅰ） ※高等学校 工芸の場合	（例） 造形的な見方・考え方を働かせて、造形や工芸を捉える視点について実感的に理解を深めている。 創造的な工芸を表現するために必要な技能を身に付け、造形的な見方・考え方を働かせて、意図に応じて材料や用具を吟味し表現方法を創意工夫して制作している。	（例） 造形的な見方・考え方を働かせて、心豊かに発想し、創造的な表現の構想を練っている。 造形的な見方・考え方を働かせて、造形や工芸、工芸の伝統と文化などについて自分の価値意識を持って捉え、意味や価値をつくりだしている。	（例） 工芸の創造活動の喜びを味わい、主体的に造形的な見方・考え方を働かせて、表現や鑑賞の創造活動に取り組もうとする。

芸術科（書道Ⅰ）	（例） 書の特質に即した見方・考え方を働かせて、表現方法、形式、書表現の多様性を理解したり、生活や社会の中での文字や書の働き、書の伝統と文化について、創造的な表現と鑑賞の活動を通して理解したりしている。 書の特質に即した見方・考え方を働かせて、意図に基づいた創造的な表現を構想し工夫するために、用具・用材の特徴を理解し、書の伝統に基づく効果的な書表現の技能を身に付け表している。	（例） 書の特質に即した見方・考え方を働かせて、書のよさや美しさ感受し、自らの意図に基づいて豊かに構想し、効果的に表現を工夫している。 書の特質に即した見方・考え方を働かせて、書のよさや美しさを創造的に味わうとともに、文字や書の伝統と文化を深く捉え、その効用を考えたり、作品の意味や価値を見出したりしている。	（例） 書の特質に即した見方・考え方を働かせて、書の創造的活動の喜びを味わい、生活や社会の中での文字や書の働きや、書の伝統と文化に幅広く関わり、主体的に表現や鑑賞の活動に取り組もうとする。
家庭科・技術 家庭科 ※高等学校家庭科の例	生活を科学的に理解し、自立した生活者に必要な家族や家庭、衣食住、消費や環境等に関する知識・技能を身に付けている。	家族・家庭や社会における生活の中から問題を見出して課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを科学的な理解に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して課題を解決している。	様々な年代の人と交流し相互に支え合う社会の構築に向けて、地域社会に参画し、家庭や地域の生活を創造し、主体的に実践しようとしている。
体育、保健体育科 ※高等学校保健体育科の例	運動の合理的、計画的な実践に関する具体的な知識や生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するための科学的知識及び運動の特性に応じた段階的な技能を身に付けている。 また、個人及び社会生活における健康・安全について、課題解決に役立つ知識や技能を身に付けている。	自己や仲間の課題に応じた運動の取り組み方や健康の保持及び体力を高めるための運動の計画を工夫し、それらを表現している。 また、個人及び社会生活における健康課題を発見し、その解決を目指して、総合的に考え、判断し、それらを表現している。	運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるよう、運動の合理的、計画的な実践に主体的に取り組もうとしている。 また、健康を優先し、自他の健康の保持増進や回復及び健康な社会づくりに関する学習活動に主体的に取り組もうとしている。
外国語科 ※高等学校外国語科の例	○外国語の学習を通じて、言語の働きや役割などを理解し、外国語の音声、語彙・表現、文法の知識を身に付けている。 ○外国語の音声、語彙・表現、文法を、「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」において実際のコミュニケーションの場面で運用できる技能を身に付けている。	○場面・目的・状況等に応じて、幅広い話題について、情報や考えなどの概要・詳細・意図を外国語で的確に理解したり適切に表現したりしている。 ○外国語で聞いたり読んだりしたことなどを活用して、場面・目的・状況等に応じて、幅広い話題について外国語を話したり書いたりして、情報や考えなどの概要・詳細・意図を適切に伝え合っている。	○外国語の学習を通じて、言語やその背景にある文化を尊重し、自律的・主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。 ○他者を尊重し、聞き手・読み手・話し手・書き手に配慮しながら、外国語で聞いたり読んだりしたことを活用して、自分の意見や考えなどを話したり書いたりして表現しようとしている。

総合的な学習の時間 ※高等学校総合的な探究の時間（仮称）の例	学習課題に関する概念的知識を獲得し、よりよい課題解決のために必要な知識や技能を身に付けている 探究することの意義や価値を理解している	実社会や実生活の中から問いを見出し、探究的な見方・考え方をを用いて、自分で課題を立て、情報を集め、整理してまとめ、発表している	実社会や実生活の中から問いを見出し、主体的・協働的（協同的）に課題の解決に取り組み、学習したことを自己の生き方に生かし、主体的にさらに高次の課題に取り組もうとしている
特別活動 ※高等学校の例	多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や、そうした実践をする上で必要となることを理解し、技能を身に付けている	所属する様々な集団や自己の生活上の課題を見だし、その解決のために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したり、人間関係をよりよく構築したりするために、思考・判断・表現している	自主的・実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かし、人間関係をよりよく構築しようとしたり、集団生活や社会をよりよく形成しようとしたり、人間としての在り方生き方についての考えを深め自己実現を図ろうとしている
理数探究（仮称）	探究の過程全体を自ら遂行するための知識及び技能や、研究倫理にかかわる基本的な知識を身に付けている。	・多角的・多面的，複合的な視点で事象を捉え，科学的・数学的な課題として設定することができる。 ・探究を通じて課題を解決するために、多様な価値観や感性を有する人々との議論等を通じて多角的・多面的に思考するとともに、探究の過程全体を自ら遂行することができる。	・様々な事象に対して知的好奇心をもって科学的・数学的に捉えようとしたり，新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦したりしようとする。 ・科学的，数学的な課題や事象に徹底的に向き合い考え抜こうとする。 ・適宜見通しを立てたり、学習内容を振り返ったりするとともに、新たな疑問を抱き、次につなげようとする。
情報科	情報と情報技術を問題の発見・解決に活用するための知識と技能を身に付け、情報化の進展する社会の特質及びそのような社会と人間との関わりについて理解している。	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、問題の発見・解決に向けて情報技術を適切かつ効果的に活用している。	情報社会との関わりについて考えながら、問題の発見・解決に向けて主体的に情報及び情報技術を活用し、自ら評価し改善しようとしている。
産業教育	・各職業分野について（社会的意義や役割を含め）体系的・系統的に理解している。 ・関連する技術を身に付けている。	各職業分野に関する課題を発見し、職業人としての倫理観をもって合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。	より良い社会の構築を目指して自ら学び、産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

7. 子供の発達をどのように支援するか（学習活動の基盤作り、キャリア教育、特別な配慮を必要とする児童への指導等）

小学校特別活動の内容の構成（学級活動）について（イメージ案）

平成28年5月13日
特別活動WG
資料5-1

（学級活動の改善の方向性）

特別活動で育成すべき資質・能力の3つの視点（人間関係、社会への参画、自己実現）や、総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点など、教育課程全体における特別活動の役割も踏まえて、各活動の内容構成の構造を整理し、趣旨を明確化する

3つの視点

□人間関係
○社会参画
◇自己実現

現行の小学校学習指導要領（特別活動）

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

〔1〕学級や学校の生活づくり

- ◇○□ ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- ◇○□ イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
- ◇○□ ウ 学校における多様な集団の生活の向上

総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点（例）

社会参画・自治の視点

学級経営と関連する視点

多様性を尊重する社会の視点

生活指導、生徒指導と関連する視点

学校段階間の接続の視点

多様性を尊重する社会の視点

キャリア形成の視点

主体的な学びの視点

心身の健康、安全・防災の視点

食育の視点

〔2〕日常の生活や学習への適応及び健康安全

- ◇○□ ア 希望や目標をもって生きる態度の形成
- ◇○□ イ 基本的な生活習慣の形成
- ◇○□ ウ 望ましい人間関係の形成
- ◇○□ エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解
- ◇○□ オ 学校図書館の利用
- ◇○□ カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
- ◇○□ キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

改善のイメージ案

（1）学級や学校における集団生活の形成、参画（仮）

⇒主として自発的・自治的な集団生活の形成や運営に関わる内容であり、集団としての議題の選定や話し合い、合意形成を大事にする活動

例）学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや役割分担、学校における多様な集団生活の向上など集団生活の形成や運営、向上に関する内容

※日々の学級経営との関連を図る

（2）一人一人の適応や成長及び健康安全な生活の実現（仮）

⇒主に個人が現在直面する生活における適応や成長、自律等に関わる内容であり、一人一人の理解や自覚等を大事にする活動

例）希望や目標の設定、基本的な生活習慣や健康で安全な生活態度の形成、食育の観点を踏まえた学校給食や望ましい食習慣の形成、当番活動や働くことの意義の理解、学校図書館の利用など、一人一人の児童の学校生活や学習への適応及び健康安全に関する内容

※関係教科、個別の生活指導や生徒指導との関連を図る

⇒（2）のうち、中学校以降における、一人一人のキャリア形成と実現に関わる内容（3）につながっていく部分も示す

各項目と3つの視点との関係は、主として指導にあたって特に意識すべきと考えられる視点を強調して示しているが、それ以外の視点とも相互に関わりあっている。

本資料は、個別具体的にどういった言葉を入れるかというのではなく、特別活動の基盤となる学級活動の意義、趣旨が明確になるようにするためには、どのような構成とすべきかを議論するために整理したイメージである。

中学校特別活動の内容の構成（学級活動）について（イメージ案）

（学級活動の改善の方向性）

特別活動で育成すべき資質・能力の3つの視点（人間関係、社会への参画、自己実現）や、総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点など、教育課程全体における特別活動の役割も踏まえて、各活動の**内容構成の構造を整理し、趣旨を明確化する**

※本資料は、個別具体的にどのような言葉を入れるかというのではなく、特別活動の基盤となる学級活動の意義、趣旨が明確になるようにするためにはどのような構成とすべきかを議論するためのイメージである。

3つの視点

人間関係
社会参画
自己実現

現行の中学校学習指導要領（特別活動）

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

（1）学級や学校の生活づくり

- ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

社会参画・自治の視点

学級経営と関連する視点

生活指導、生徒指導と関連する視点

学校段階間の接続の視点

多様性を尊重する社会の視点

社会参画の視点

心身の健康、安全・防災等の視点

食育の視点

（2）適応と成長及び健康安全

- ア 思春期の不安や悩みとその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会の一員としての自覚と責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ 望ましい人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参加
- キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- ク 性的な発達への対応
- ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

（3）学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用
- エ 望ましい勤労観・職業観の形成
- オ 主体的な進路の選択と将来設計

主体的な学びの視点

キャリア形成の視点

個に応じた学習の支援や進路指導と関連する視点

改善のイメージ案

（1）学級や学校における集団生活の形成、参画（仮）

⇒主として自発的・自治的な集団生活の形成や運営に関わる内容であり、**集団としての議題の選定や話し合い、合意形成を大事にする活動**

例) 学校における多様な集団生活の向上、学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりと役割分担など、校内におけるよりよい集団生活の形成や運営、向上に関する内容

※日々の学級経営との関連を図る

（2）一人一人の適応や成長及び健康安全な生活の実現（仮）

⇒主に個人が現在直面する生活における適応や成長、**自律等に関わる内容であり、一人一人の理解や自覚等を大事にする活動**

例) 男女相互の理解と協力などの多様性を尊重した望ましい人間関係の形成や、思春期の不安や悩みの解決や性的な発達への対応、食育の視点や学校給食、食習慣の形成など、生徒個人の適応や成長及び健康安全に関する内容

※関係教科、個別の生活指導や生徒指導との関連を図る

（3）一人一人のキャリア形成と実現（仮）

⇒主に将来に向けた自己の実現に関わる内容であり、**一人一人の主体的な意思決定を大事にする活動**

例) 学校図書館の利用など、学びと社会生活・職業生活の接続と振り返り（ポートフォリオ）、ボランティア活動の充実や勤労観・職業観の育成を含むなど、自己のキャリア形成と実現に関する内容

* 高等学校においては、社会的移行への対応を含む

※個に応じた学習の支援や進路指導との関連を図る

3つの視点との関係は、主として関わる視点を共同して示しているが、それ以外の視点とも相互に関わりあっている。ここでは、指導にあたって特に意識すべきと考えられる視点を記している。

高等学校特別活動の内容の構成（ホームルーム活動）について

（ホームルーム活動の改善の方向性）

特別活動で育成すべき資質・能力の3つの視点（人間関係、社会への参画、自己実現）や、総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点など、教育課程全体における特別活動の役割も踏まえて、各活動の**内容構成の構造を整理し、趣旨を明確化する**

3つの視点

□人間関係
○社会参画
◇自己実現

現行の高等学校学習指導要領（特別活動）

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

(1)ホームルームや学校の生活づくり

- ア ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決
- イ ホームルーム内の組織づくりと自主的な活動
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

社会参画・自治の視点

ホームルーム経営と関連する視点

生活指導、生徒指導と関連する視点

学校段階間の接続の視点

多様性を尊重する社会の視点

社会参画の視点

心身の健康、安全・防災等の視点

食育の視点

(2)適応と成長及び健康安全

- ア 青年期の悩みや課題とその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会生活における役割の自覚と自己責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ コミュニケーション能力の育成と人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参画
- キ 国際理解と国際交流
- ク 心身の健康と健全な生活態度や規律ある習慣の確立
- ケ 生命の尊重と安全な生活態度や規律ある習慣の確立

(3)学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 主体的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ 教科・科目の適切な選択
- エ 進路適性の理解と進路情報の活用
- オ 望ましい勤労観・職業観の確立
- カ 主体的な進路の選択決定と将来設計

主体的な学びの視点

キャリア形成の視点

個に応じた学習の支援や進路指導と関連する視点

改善のイメージ案

(1)ホームルームや学校における集団生活の形成、参画(仮)
⇒主として自発的・自治的な集団生活の形成や運営に関わる内容であり、**集団としての議題の選定や話し合い、合意形成を大事にする活動**

例) 学校における多様な集団生活の向上、ホームルームや学校における生活上の諸問題の解決、ホームルーム内の組織づくりと役割分担など、校内におけるよりよい集団生活の形成や運営、向上に関する内容

※日々のホームルーム経営との関連を図る

(2)一人一人の適応や成長及び健康安全な生活の実現(仮)
⇒主に個人が現在直面する生活における**適応や成長、自律等に関わる内容であり、一人一人の理解や自覚等を大事にする活動**

例) 男女相互の理解と協力やコミュニケーション能力の育成、国際理解・国際交流などの多様性を尊重した望ましい人間関係の形成や社会参画、青年期の不安や悩みとその解決、心身の健康と健全な生活態度、生命の尊重と安全な生活態度、規律ある習慣の確立など、生徒個人の適応や成長及び健康安全に関する内容

※関係教科、個別の生活指導や生徒指導との関連を図る

(3)一人一人のキャリア形成と実現(仮)
⇒主に将来に向けた**自己の実現に関わる内容であり、一人一人の主体的な意思決定を大事にする活動**

例) 学校図書館の利用など、学びと社会生活・職業生活の接続と振り返り(ポートフォリオ)、ボランティア活動の充実や勤労観・職業感の育成、社会的移行への対応など、自己のキャリア形成と実現に関する内容

※個に応じた学習の支援や進路指導との関連を図る

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」と資質・能力の三つの柱（案）

※「基礎的・汎用的能力」に示す4つの能力を統合的に捉え、資質・能力の三つの柱に大まかに整理したもの。

- 【人間関係形成・社会形成能力】多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力
- 【自己理解・自己管理能力】自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力
- 【課題対応能力】仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力
- 【キャリアプランニング能力】「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

各教科等における学習との関係性を踏まえつつ、教育課程企画特別部会「論点整理」の方向性も踏まえて整理

知識・技能

- ・ 学ぶこと・働くことの意義の理解
- ・ 問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりするための方法に関する理解と、そのために必要な技能
- ・ 自分自身の個性や適性等に関する理解と、自らの思考や感情を律するために必要な技能

思考力・判断力・表現力等

- ・ 問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりすることができる力
- ・ 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」をもとに、自分と社会との関係を考え、主体的にキャリアを形成していくことができる力

学びに向かう力・人間性等

- ・ キャリア形成の方向性と関連づけながら今後の成長のために学びに向かう力
- ・ 問題を発見し、それを解決しようとする態度
- ・ 自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働しながら、よりよい人生や社会を構築していこうとする態度

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」の育成のイメージ（案）

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」の育成

人間関係形成・
社会形成能力

自己理解・
自己管理能力

課題対応能力

キャリアプラン
グ能力

道徳、総合、特別活動各
教科は相互に関連

特別の教科 道 徳

- ◆ 勤労の尊さや意義の理解等を通して、自分の将来を考え、自己の生き方について自覚を深める
- ◆ 道徳での学びを特別活動や総合等の実践に生かす中で「基礎的・汎用的能力」を育んでいく

総合的な学習の時間

- ◆ 自己のキャリア形成の方向性に関連づけながら、実社会・実生活の中から問いを見出し探究する
- ◆ そうした探究活動を通じて、各教科等で身に付いた資質・能力を基礎に「基礎的・汎用的能力」を育んでいく

特別活動

- ◆ 自主的・実践的な様々な集団活動に各教科等での学びを生かしつつ、今後のキャリア形成に学校での学びをどう生かすかという見通しを持ち、あわせて振り返りを行う
- ◆ そうした集団活動や見通し・振り返りを通じて、各教科等で身に付いた資質・能力を基礎に「基礎的・汎用的能力」を育んでいく

職場体験活動、
インターン
シップ、ボラ
ンティア活動
など

個別の進路
相談 など

各教科

- ◆ 各教科における「主体的な学び」を通じて、学んでいることを自己のキャリア形成の方向性に関連づけ、各教科で育む資質・能力を「基礎的・汎用的能力」の育成につなぐ
- ◆ 身に付いた「基礎的・汎用的能力」を、各教科の学びに活用

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」の育成のイメージ（高等学校案）

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」の育成

人間関係形成・
社会形成能力

自己理解・
自己管理能力

課題対応能力

キャリアプラン
ニング能力

総合、特別活動、各教科
は相互に関連

総合的な探究の時間（仮称）

- ◆自己のキャリア形成の方向性に関連づけながら、実社会・実生活の中から問いを見出し探究する
- ◆そうした探究活動を通じて、各教科等で身に付いた資質・能力を基礎に「基礎的・汎用的能力」を育んでいく

特別活動

- ◆自主的・実践的な様々な集団活動に各教科等での学びを生かしつつ、今後のキャリア形成に学校での学びをどう生かすかという見通しを持ち、あわせて振り返りを行う
- ◆そうした集団活動や見通し・振り返りを通じて、各教科等で身に付いた資質・能力を基礎に「基礎的・汎用的能力」を育んでいく

職場体験活動、
インターンシ
ップ、ボラン
ティア活動など

個別の進路
相談 など

各教科・科目

- ◆各教科における「主体的な学び」を通じて、学んでいることを自己のキャリア形成の方向性に関連づけ、各教科で育む資質・能力を「基礎的・汎用的能力」の育成につなぐ
- ◆身に付いた「基礎的・汎用的能力」を、各教科の学びに活用

公共（仮称）

- ◆特別活動のホームルーム活動などと連携しインターンシップの事前・事後学習との関連を図ることなどを通して、経済、法、情報発信などの主体として社会に参画する力を育む中核的機能を担う。

各学校における個に応じた指導の実施状況（公立小・中）

個に応じた指導を実施する学校の割合

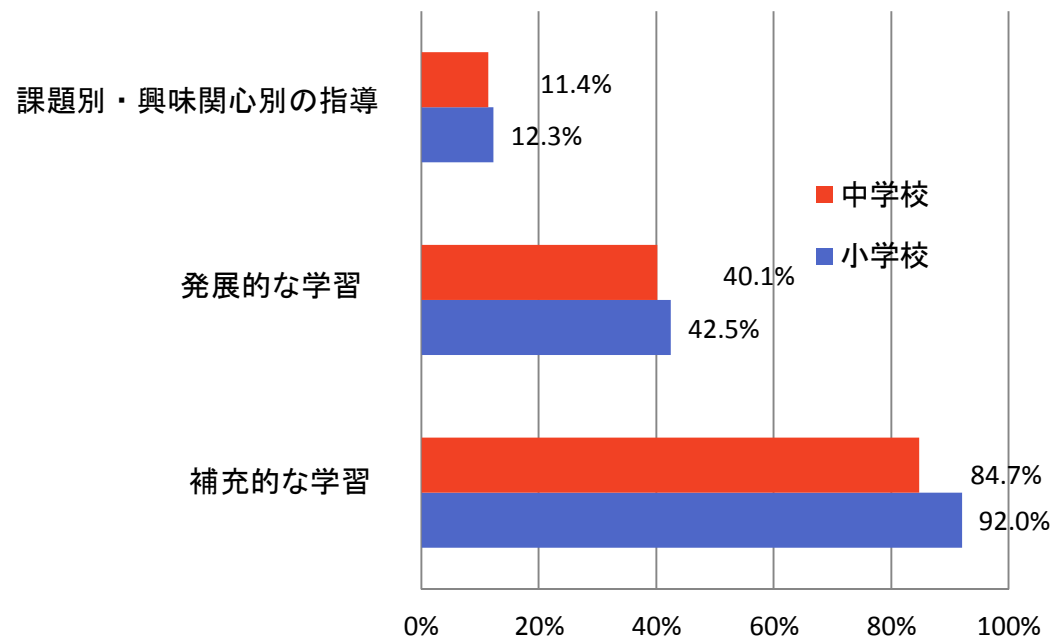
	少人数指導	TT	その他	実施校数
小学校	67.4%	81.0%	58.0%	94.2%
中学校	67.4%	83.3%	50.2%	96.4%

（出典）文部科学省
「平成27年教育課程の編成・
実施状況調査」

個に応じた指導の実施内容

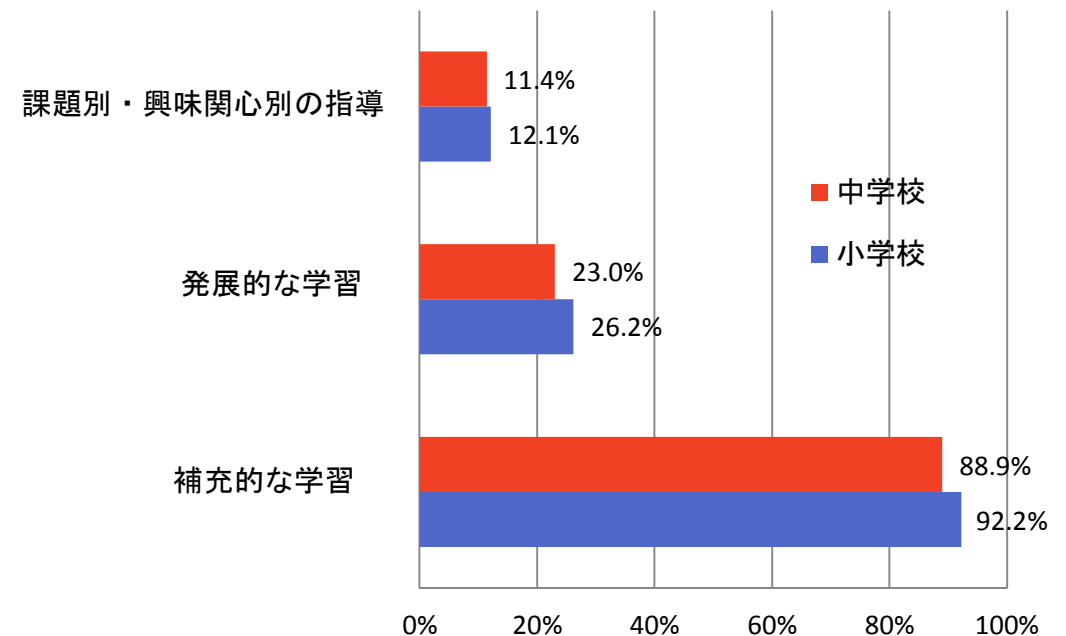
少人数を実施する場合の実施内容

	補充的な学習を取り入れた指導を実施	発展的な学習を取り入れた指導を実施	課題別、興味・関心別の指導を実施	その他
小学校	92.0%	42.5%	12.3%	4.1%
中学校	84.7%	40.1%	11.4%	7.0%



TTを実施する場合の実施内容

	補充的な学習を取り入れた指導を実施	発展的な学習を取り入れた指導を実施	課題別、興味・関心別の指導を実施	その他
小学校	92.2%	26.2%	12.1%	3.5%
中学校	88.9%	23.0%	11.4%	4.8%



各学校における個に応じた指導の実施状況（公立高等学校）

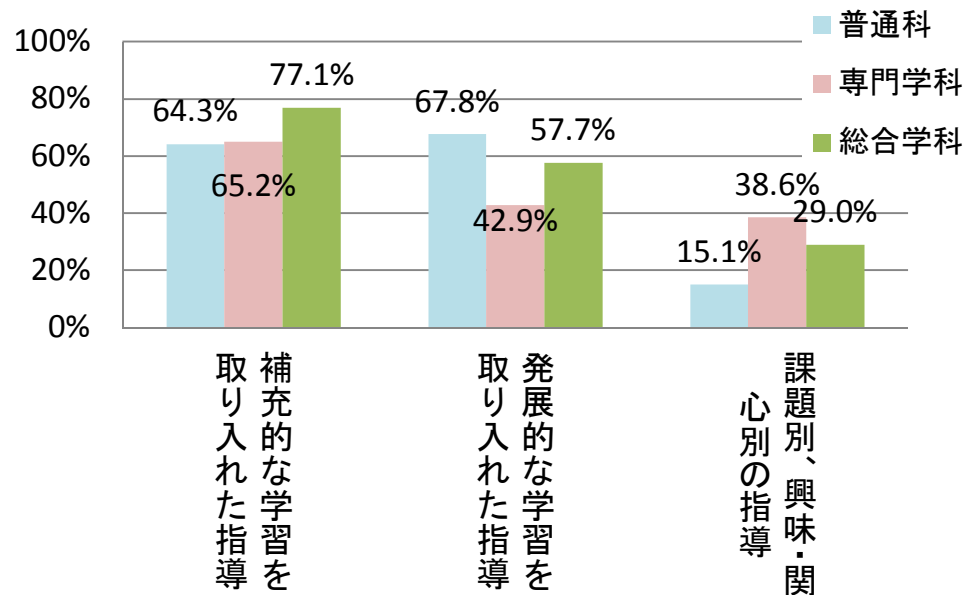
個に応じた指導を実施する学校の割合

		少人数指導	TT	その他	*実施校数
全日制	普通科	92.7%	75.8%	44.4%	97.8%
	専門学科	88.8%	80.1%	42.9%	96.9%
	総合学科	95.8%	89.9%	45.8%	98.4%

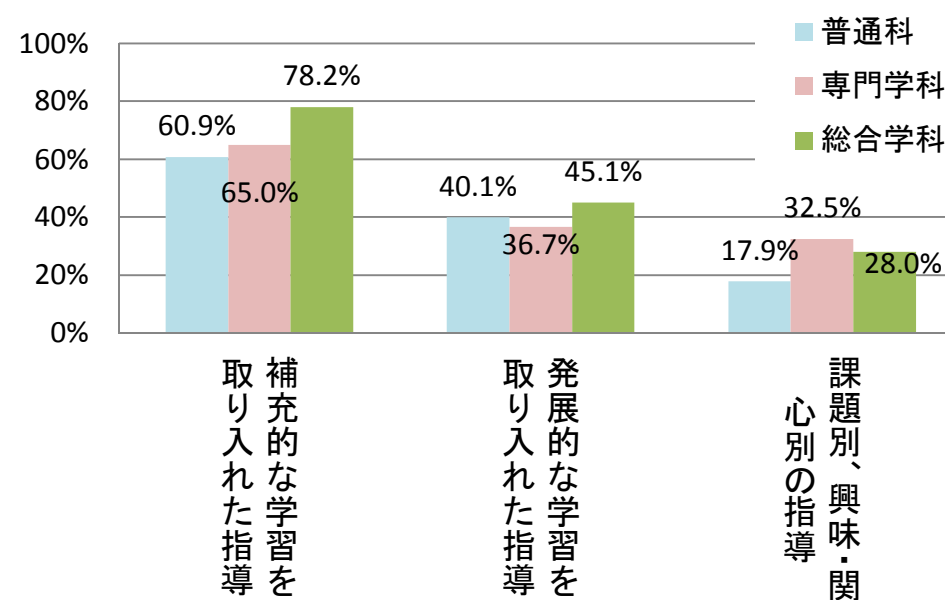
（出典）文部科学省
「平成27年教育課程の編成・
実施状況調査」

個に応じた指導の実施内容

少人数指導の実施内容（全日制）



TTを実施する場合の内容（全日制）



特別支援教育に関する現状

障害者の権利に関する条約の批准（H19日本国署名、H26/1/20日本国批准、2/19発効）

★インクルーシブ教育システムの構築

★個人に必要とされる合理的配慮の提供 など

中教審初等中等教育分科会報告（H24）を踏まえ

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」において特別支援教育を推進

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等

全ての学校や学級に、発達障害を含めた障害のある子供たちが在籍する可能性

◆在籍者数等→特別支援教育の対象児童生徒数が増加

■特別支援学級（H26小・中学校）

187,100人（H16年比で2.1倍）

■通級による指導（H26小・中学校）

83,750人（H16年比で2.3倍）

■通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒の割合

6.5%（H24推計値（公立小中））

◆支援体制 →幼稚園、高等学校の整備状況に課題

■特別支援教育コーディネーター

幼62.6%、小99.3%、中95.3%、高83.8%

■個別の教育支援計画／個別の指導計画※

（支）幼65.9%、小87.7%、中86.4%、高59.3%

（指）幼76.6%、小98.1%、中95.6%、高67.1%

※該当者がいない学校数を除いた割合

特別支援学校

◆在籍者数等（H26） 135,617人
（H16年比で1.4倍）

うち

■高等部生徒

65,370人 →増加傾向

■知的障害のある児童生徒等

121,544人 →増加傾向

■単一の障害種 99,492人

■複数の障害種 36,125人

→障害の状態の多様化（重度・重複を含む）

◆高等部卒業後の進路

■施設医療機関64%（H16 56%）

■就職者28%（H16 20%）

学習指導要領等における特別支援教育に関する記述の更なる充実

特別支援学校学習指導要領等の改善充実

一人一人の子供の障害の状態や発達段階に応じた指導を一層充実

特別支援教育の対象の概念図(義務教育段階)

(平成26年5月1日現在)

義務教育段階の全児童生徒数 1019万人

減少傾向

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

H16年比で1.3倍

0.67%
(約6万9千人)

小学校・中学校

特別支援学級

視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

H16年比で2.1倍

1.84%
(約18万7千人)

(特別支援学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約1万7千人)

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害(LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害(ADHD)

H16年比で2.3倍

0.82%
(約8万4千人)

発達障害(LD・ADHD・高機能自閉症等)の可能性のある児童生徒

6.5%程度の在籍率 ※

(通常の学級に在籍する学校教育法施行令第22条の3に該当する者：約2千人)

3.33%

(約34万人)

増加傾向

※ この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない。

特別支援教育にかかわる教育課程(概要)

通常の学級	通級による指導	特別支援学級	特別支援学校
○幼稚園教育要領、小・中・高等学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○障害の状態等に応じて、適切な配慮の下に指導を行う。	○小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○小・中学校の教育課程に加え、又はその一部に替えて特別の教育課程(通級による指導)を編成することができる。	○基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づいて教育課程を編成。 ○特に必要がある場合には、小・中学校の教育課程に替えて、特別の教育課程を編成することができる。	○特別支援学校教育要領、学習指導要領に基づいて教育課程を編成。
	※通常の学級で各教科等の指導を受けながら、障害に応じた特別の指導(自立活動の指導等)を特別の指導の場(通級指導教室)で受けることができる。 ※通級による指導に係る授業時数は、年間35～280単位時間(学習障害及び注意欠陥多動性障害の児童生徒については、年間10～280単位時間)を標準とする。	※特別の教育課程を編成するとしても、学校教育法に定める小・中学校の目的及び目標を達成するものでなければならない。	※幼稚園に準ずる領域、小学校、中学校及び高等学校に準ずる各教科、特別の教科である道徳、特別活動、総合的な学習の時間のほか、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした領域である「自立活動」で編成している。 ※知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科については、別に示している。

その者の障害の状態(※)、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人・保護者の意見、専門家の意見、その他の事情を市町村の教育委員会が総合的に判断し、就学先を決定する。

※障害の種類により異なるが、例えば弱視者においては、特別支援学級の対象となる障害の程度は「拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの」であり、通級による指導の対象となる障害の程度は「…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」である。

各教科等における障害に応じた配慮事項について（検討例）

平成27年12月22日
総則・評価特別部会
資料2-2

<平成27年12月16日
教育課程部会
特別支援教育部
(第3回)資料4-2>

これまでの示し方

小学校学習指導要領 総則

個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

（小学校学習指導要領解説）

総則編

■ **障害別**の配慮の例を示す。

弱視：体育科におけるボール運動の指導、理科等における観察・実験の指導

難聴や言語障害：国語科における音読の指導、音楽科における歌唱の指導

肢体不自由：体育科における実技の指導、家庭科における実習

LD（学習障害）：国語科における書き取り、算数科における筆算や暗算の指導

ADHD（注意欠陥多動性障害）、自閉症：話して伝えるだけでなく、メモや絵などを付加する指導 など

改善の方向性

小学校学習指導要領 総則

各教科等

■ 総則に加え、**各教科等別に示す**。

（小学校学習指導要領解説）

総則編における障害種の特性に関する記述に加え、各教科等編において

■ 学習の過程で考えられる**困難さ**ごとに示す。

【困難さの例】 ※教科等の特性に応じて例示

《情報入力》

見えにくい

聞こえにくい

触れられない など

《情報のイメージ化》

体験が不足

語彙が少ない など

《情報統合》

色（・形・大きさ）の区別が困難

聞いたことを記憶することが困難

位置、時間を把握することが困難 など

《情報処理》

短期記憶※1、継次処理※2や同時処理が困難

注意をコントロールできない など

※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること

※2：1つ1つ順々に問題进行处理していくこと

《表出・表現》

話すこと、書くことが困難

表情や動作が困難 など

幼稚園における障害に応じた配慮事項について（検討例）

これまでの示し方

幼稚園教育要領

個々の幼児の障害の状態などに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

（幼稚園教育要領解説）

■ **障害別**の配慮の例を示す。

弱視：弱視の幼児がぬり絵をするときには輪郭を太くするなどの工夫

難聴：絵本を読むときには教師が近くに座るようにして声がよく聞こえるようにする

肢体不自由：興味や関心をもって進んで体を動かそうとする気持ちがもてるように工夫 など

改善の方向性

幼稚園教育要領

※「論点整理」における「幼稚園における特別支援教育」の改訂の具体的な方向性を踏まえ検討。

（幼稚園教育要領解説）

■ 幼児の活動を通じて考えられる**困難さ**ごとに示す。

【困難さの例】

《情報入力》

見えにくい

聞こえにくい

触れられない など

《情報のイメージ化》

体験が不足

語彙が少ない など

《情報統合》

色（・形・大きさ）の区別が困難

聞いたことを記憶することが困難

位置、時間を把握することが困難 など

《情報処理》

短期記憶※1、継次処理※2や同時処理が困難

注意をコントロールできない など

※1：一度見たり聞いたりして短い時間の間憶えること

※2：1つ1つ順々に問題を処理していくこと

《表出・表現》

話すことが困難

表情や動作が困難 など

※ 上記の困難さの例は、小学校の例を参考に作成したものであり、幼稚園において実際に示す場合は、幼児期の特性に応じた、困難さの例を検討。

- 資質・能力の育成、各教科等の目標の実現を目指し、児童生徒の十分な学びが実現できるよう、学習の過程で考えられる【**困難さの状態**】に対する【**配慮の意図**】＋【**手立て**】の例を示す。（安易な学習内容の変更や学習活動の代替にならないよう、教員が配慮の意図を持つ必要）

小学校の例 ※今後、各教科等WGにおける「議論の取りまとめ」と調整予定

【配慮の考え方、配慮の例の示し方】

（**国語科**の例）

【困難さの状態】：視覚、言語理解など

【配慮の意図】

- **文章を目で追いながら音読することが困難な場合**には、自分がどこを読むのかが分かるよう、教科書の文を指で押さえながら読むよう促したり、行間を空けるための拡大コピーをしたり、語のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用したりするなどの配慮をする。

具体的イメージなど

【手立て】：
見えにくさに応じた情報保障

- **考えをまとめたり、文章の内容と自分の経験とを結び付けたりすることが困難な場合**には、児童がどのように考えればよいのか分かるように、考える項目や手順を示したプリントを準備したり、一度音声で表現させたり、実際にその場面を演じさせたりしてから書かせたりするなどの配慮をする。

心の理論など

- **自分の立場以外の視点で考えたり、他者の感情を理解したりするのが困難な場合**には、児童が身近に考えられる主人公の物語や生活経験に近い教材を活用し、行動や会話文に気持ちが込められていることに気付かせたり、気持ちの移り変わりがわかる文章のキーワードを示したり、気持ちの変化を図や矢印など視覚的にわかるようにしてから言葉で表現させたりするなどの配慮をする。

注意のコントロールなど

- **声を出して発表することや人前で話すことへの不安を抱いている、自分が書いたものを読むことに困難がある場合**には、紙やホワイトボードに書いたものを提示させたり、ICT機器を活用して発表させたりするなど、児童の表現を支援するための多様な手立てを工夫し、自分の考えを持つこと、表すことに対する自信を持つことができるような配慮をする。

【「合理的配慮」の定義】

- 障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、
 - 学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと
 - 障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの
 - 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの

（中教審初中分科会報告（H24.7）より）

学校における合理的配慮の観点(3観点11項目)

①教育内容・方法

①－1 教育内容

①－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①－1－2 学習内容の変更・調整

①－2 教育方法

①－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①－2－2 学習機会や体験の確保

①－2－3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

②－1 専門性のある指導体制の整備

②－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②－3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

③－1 校内環境のバリアフリー化

③－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

合理的配慮について(障害者権利条約、障害者差別解消法)

●障害者権利条約 (H26. 1 批准)

第24条

- 1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。
- 2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。
 - (c) 個人に必要とされる合理的配慮 (reasonable accommodation) が提供されること。

●障害者差別解消法 (H28. 4. 1 施行)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、(・・・第7条第1項に同じ・・・)。

- 2 事業者は、その事業を行うに当たり、(・・・第7条第2項に同じ・・・) 必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

合理的配慮について(28. 4. 1～)

○国公立学校など	⇒	行政機関等	⇒	法的義務
○学校法人など	⇒	事業者	⇒	努力義務

視覚障害（弱視）のAさん

【状態】 矯正視力が0.1で、明るすぎるとまぶしさを感じる。
黒板に近づけば文字は読める。



- 廊下側の前方の座席
- 教室の照度調整のためにカーテンを活用
- 弱視レンズの活用

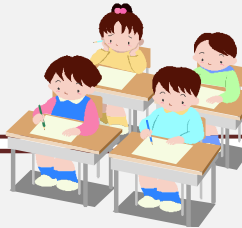
学習障害（LD）のCさん

【状態】 読み書きが苦手で、特にノートテイクが難しい。



- 板書計画を印刷して配布
- デジタルカメラ等※による板書撮影
- ICレコーダー等※による授業中の教員の説明等の録音

※データの管理方法等について留意



肢体不自由のBさん

【状態】 両足にまひあり、車いす使用。
エレベーターの設置が困難。



- 教室を1階に配置
- 車いすの目線に合わせた掲示物等の配置
- 車いすで廊下を安全に移動するための段差の解消

聴覚障害（難聴）のDさん

【状態】 右耳は重度難聴。左耳は軽度難聴。



- 教室前方・右手側の座席配置（左耳の聴力を生かす）
- FM補聴器の利用
- 口形をハッキリさせた形での会話（座席をコの字型にし、他の児童の口元を見やすくする 等）

個別の指導計画

幼児児童生徒一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導が行えるよう、教育課程や指導計画、個別の教育支援計画等を踏まえて、具体的に幼児児童生徒の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法等を盛り込んだ指導計画。

個別の教育支援計画

障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズを把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関と連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的視点に立って、一貫して的確な教育支援を行うために、障害のある幼児児童生徒一人一人について作成した支援計画。

(参考)小学校学習指導要領 第1章総則 第4 (抜粋)

(7) 障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉等の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。特に、特別支援学級又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

* 幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領においても同様の記述がある。

特別支援学校	全ての幼児児童生徒を対象に作成(義務付け)			
幼・小・中・高	障害のある幼児児童生徒において作成することが望ましい(努力義務)			
作成状況(H26)	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
個別の指導計画	47.3%(76.6%)	92.5%(98.1%)	83.7%(95.6%)	27.2%(67.1%)
個別の教育支援計画	38.6%(65.9%)	78.6%(87.7%)	71.9%(86.4%)	23.2%(59.3%)

個別の指導計画の例

平成○年度個別指導計画

○○立○○小学校 言語障害通級指導学級

ふりがな ＜児童名＞ ○○ ○○	＜在籍学校・学級＞ ○○小学校 3年○組	＜担任＞ ○○ ○○	＜当教室担任＞ ○○ ○○	＜通級形態＞ 週1回 2単位時間
＜本児の願い＞ 言葉を覚えたい。		＜保護者の願い＞ 言葉で自分の気持ちなどを伝えられるようになり、言いたいことが言えなくてイライラしたりしなくなしてほしい。		
目標	○身近なものについての語彙を増やし、言葉のイメージを豊かにする。 ○言葉で状況や自分の気持ちなどをできるだけ詳しく伝えられるようになる。 ○得意なことを通して、集中して取り組む気持ちや自信をつける。			
	ね ら い	学 習 内 容	評 価	
一 学 期	(1)身近なもの、動作や状態を表す言葉等を覚える。 (2)2～3人の人がやりとりをしている絵を見て、文章化する。前後の状況を絵にして、説明する。 (3)覚えた語彙や前後の状況を得意な	(1)絵カードや情景を描いた絵について、出てくる語彙を覚えたり、説明したりする。 (2)状況の絵を見て文章にする。また、できた文を前後のつながりを確認しながら組み立てる。 (3)覚えた語彙や状況	(1)名称が出てこない場合は、「何をするもの？」といった質問をすると身振りを交えながら、「こうやってこうするもの」「こうやってはさむ。」とたどたどしいながらも、説明することができました。 (2)「どうして？」「その後は？」「どう思った？」等と一つ一つ丁寧に質問していくことで、文章をつなげていくことができました。また、後から思いついた文と前に言った文を「誰が？」等一つ一つ確認していくことで、時系列に並べていくことができました。 (3)意欲的に取り組み、状況絵は3コマ漫画のように吹きだしをつけるなどしていました。	

個別の教育支援計画の例

児童・生徒	ふりがな			性別
	氏名			
担任	氏名			
在籍校		学校	年	

現在・将来についての希望				
児童・生徒				
保護者				
支 援 の 目 標				
必要と思われる支援				
学 校 の 支 援				
家 庭 の 支 援				
支 援 機 関 の 支 援				
家庭生活	支援機関:	担当者:	連絡先:	
	支援内容:			
	支援機関:			
	支援内容:			
余暇・地域生活	支援機関:			
	支援内容:			
	支援機関:			
	支援内容:			

学校生活における児童・生徒への支援の内容

- ・教育的支援（適切な指導及び必要な支援）の内容と指導者の役割分担
- ・「個別指導計画」での具体的な指導・支援

家庭生活における児童・生徒への支援の内容

- ・家庭における児童・生徒への支援の役割分担

地域生活における支援

- ・ヘルパー、ボランティアの利用、外出、地域活動、放課後活動等への参加
- ・ショートステイ等の利用
- ・家族への必要な支援 ・その他

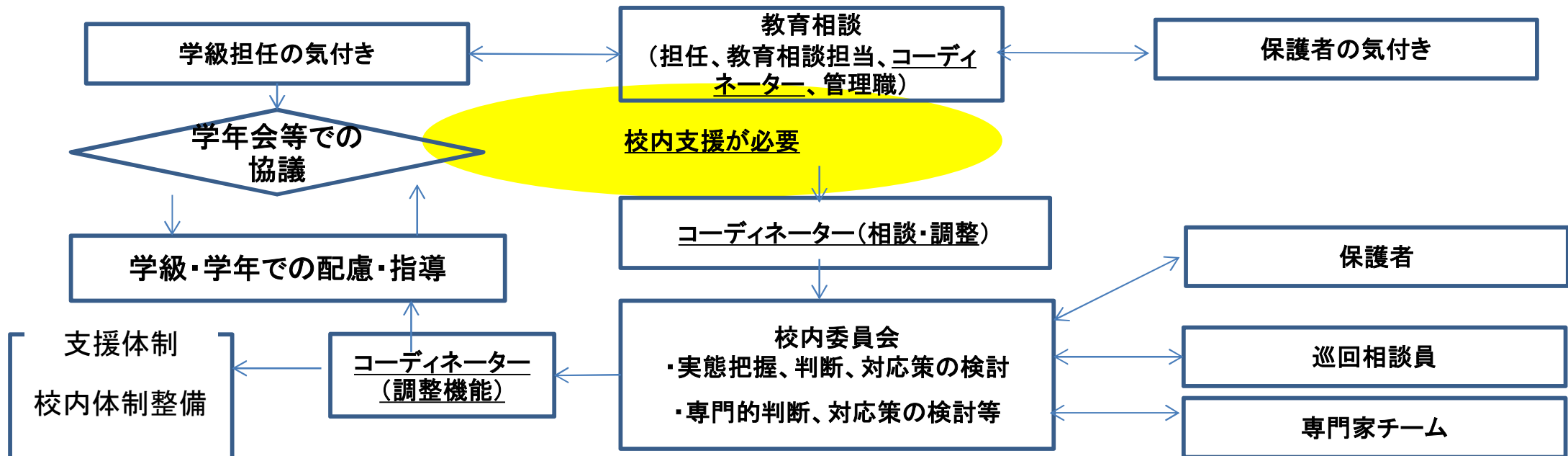
特別支援教育コーディネーターとは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、

- ・特別支援教育に係る校内委員会・校内研修の企画・運営、
- ・関係諸機関・学校との連絡・調整、
- ・保護者からの相談窓口

などの役割を担う教員。校長が指名し、校務分掌に位置付けられる。

（平成26年度配置状況） 87.4%（国公私・幼小中高計）

＜支援に至るまでの一般的な手順＞



※「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」（H16文部科学省）より作成

交流及び共同学習とは、

障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動であって、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面の両方を持つもの。

学習指導要領の記載に基づき、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等、特別支援学級と通常の学級のそれぞれの間で行われる。

＜障害のある子供とない子供が活動を共にすることの意義＞

- ・障害のある子供たちの経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむ上で重要な役割を担っている。
- ・小・中学校の子供たちや地域の人たちが、障害のある子供とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための機会である。
- ・同じ社会で生きる人間として、互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくための基盤づくりとなる重要な活動である。

●小学校学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2. 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

(12)学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、**小学校間、幼稚園や保育所、中学校及び特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに**、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること。

（幼稚園教育要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領にも同趣旨の規定）

●特別支援学校小学部・中学部学習指導要領 第1章 総則

第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

1. 各学校においては、次の事項に配慮しながら、学校の創意工夫を生かし、全体として、調和のとれた具体的な指導計画を作成するものとする。

(6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、**小学校の児童又は中学校の生徒などと交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに**、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。

交流及び共同学習について（実施にあたっての留意事項）

（特別支援学校学習指導要領解説 総則等編における記述）

◇留意事項

① 計画的、組織的に継続した活動を実施

- 双方の学校同士が十分に連絡を取り合う。
- 指導計画に基づく内容や方法を事前に検討する。
- 一人一人の実態に応じた様々な配慮を行う。

② 二つの側面を分かちがたいものとしてとらえ、推進

- 相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面
- 教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面

③ 交流及び共同学習の内容の工夫

- 学校行事やクラブ活動、部活動、自然体験活動などを合同で行ったり、文通や作品の交換、情報通信ネットワークなどを活用してコミュニケーションを深めたりする。
- 児童生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等並びに地域や学校の実態に応じて、地域の様々な人々と活動を共にする機会を増やしていくことについても配慮。

特別支援学校学習指導要領等の該当ページ

・解説 総則等編 幼小中

幼：P99～100、小中：P183～186

・解説 総則等編 高：P109～112

交流及び共同学習の例

○千葉県総合教育センター「交流及び共同学習実践ガイド」より作成（居住地校交流の例）

特別支援学校の重複学級在籍の4年生。保護者の方は、地域の方に我が子のことを知ってもらいたいという願いで、幼い頃から小学校の運動会を見学していた経緯もあり、居住地校交流につながった。交流の実施にあたっては、運動会の応援だけではなく、友だちと共に参加できるよう体育の授業交流も行うと同時に、聴覚からの情報入手が得意であることを踏まえ、音楽の授業交流も行った。

特別支援学校小学部



居住地小学校

教育課程上の位置付け	「自立活動」	「体育」「音楽」「図工」
目標 「交流及び共同学習のねらい」	「個別の指導計画」から ・語彙を増やし、それを使って人に要求したり、人とのかわりを楽しんだりする等の自己表現力を養う。	・小学校児童と特別支援学校児童が、同じ活動に取り組むことにより、同じ地域で暮らす仲間として理解し合い、共に生きる気持ちを育てる。
打ち合わせ	特別支援学校の担任が小学校へ行き、本人、保護者の要望及び本人の様子を伝えた。以降電話やFAXで密に連絡をとり、保護者との連携も深める。	
事前の準備	自己紹介カード・「みなさんにおねがい」作成 小学校参観や紹介VTRを視聴する。	自己紹介カードの紹介、掲示で理解を深める。 前年度からの引き継ぎ資料も活用する。
交流及び共同学習の実践例	「音楽」・・・歌や手作り楽器で授業参加。 「図工」・・・紙や糊を使い友だちと作品を作る。 「体育」・・・運動会練習を通して当日の見通しと大きな集団でも力を発揮できるようにする。	
	「運動会」・・・綱引き、踊り、応援に参加。好きな音楽の力を発揮し、応援歌を歌う。	

成果

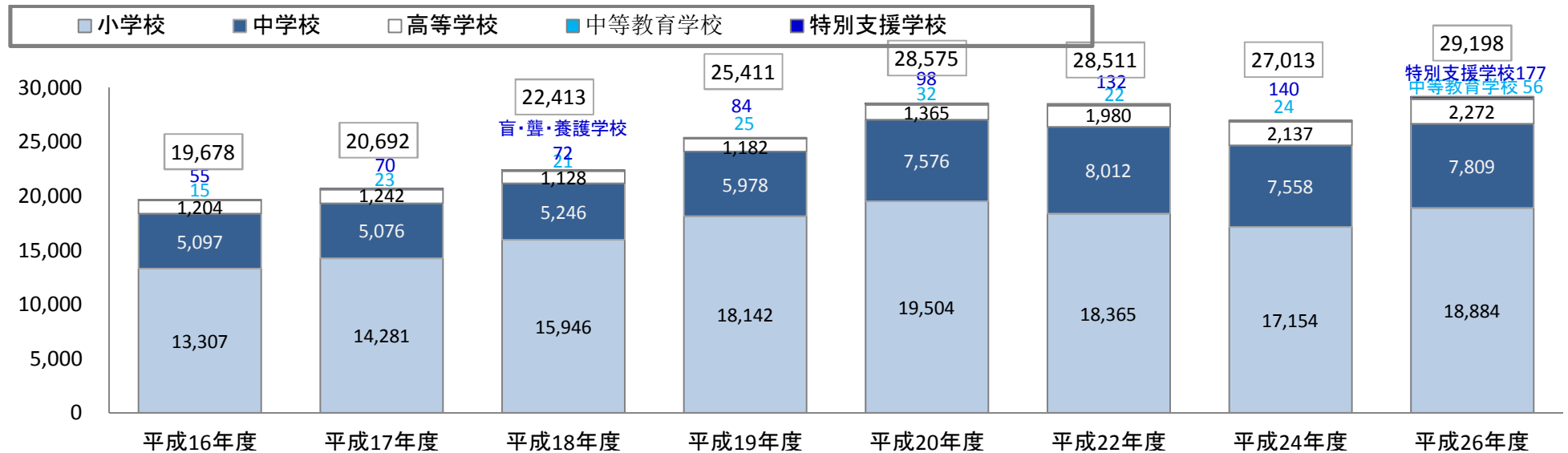
○ 交流2年目、学期に2回の継続した活動で、小学校の児童や環境になじみ笑顔が増えた。 ○ 授業や行事での交流及び共同学習を通し、交流や相互理解につながり、かかわる場面も増えた。○ 学校と保護者とのきめ細やかな連絡調整で、連携が強化した。

公立学校における日本語指導が必要な児童生徒数

① 公立学校に在籍する外国人児童生徒の4割が日本語指導を必要としており、増加傾向

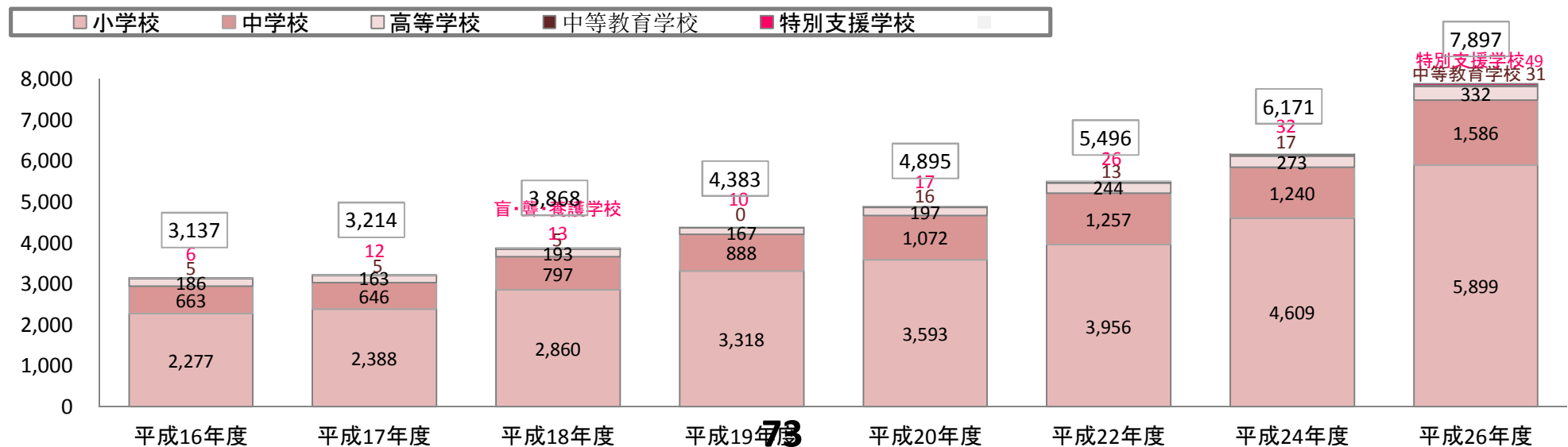
【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数 】

出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査(平成26年度)」



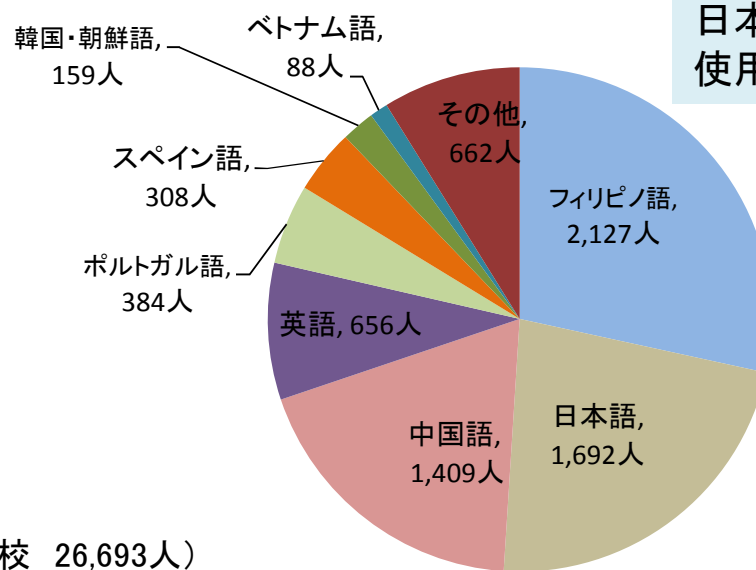
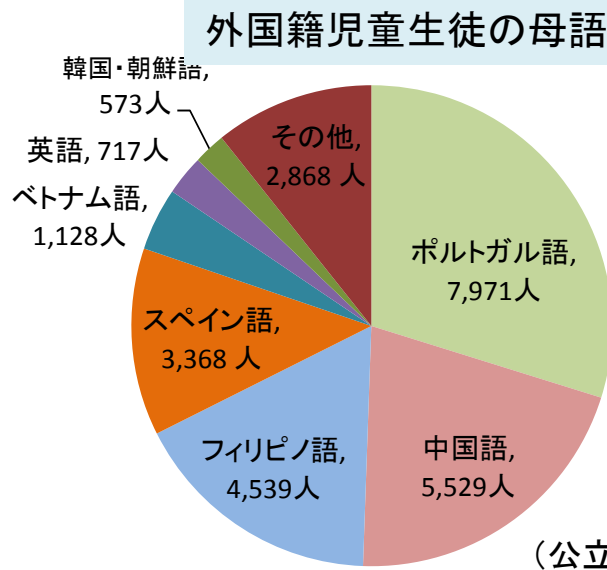
② 日本国籍の日本語指導が必要な児童生徒が近年急増している

【 公立学校に在籍する日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒数 】



帰国・外国人児童生徒に対する日本語指導の現状

① 日本語指導が必要な児童生徒が多様化している

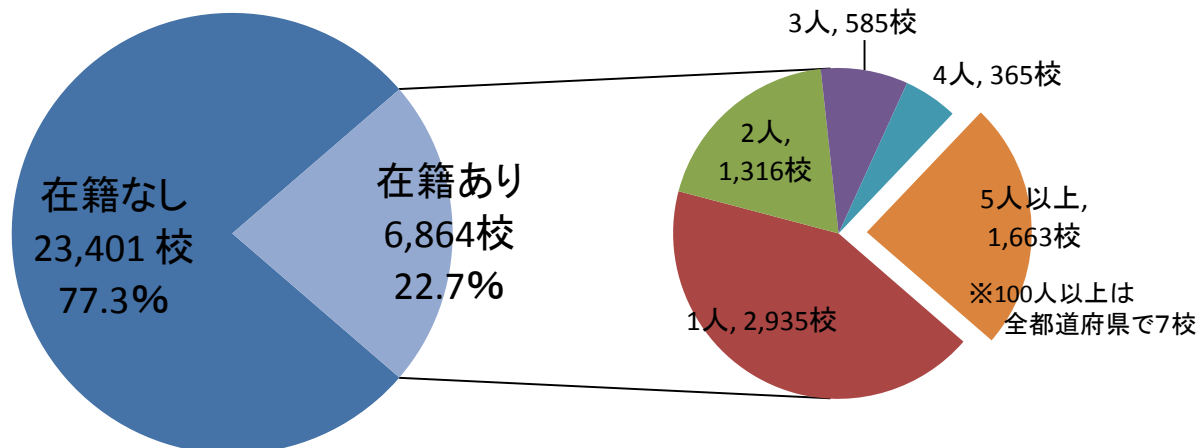


※「その他」の言語
タイ語、ネパール語、
インドネシア語、ヒンディ語
ウルドゥー語、フランス語
ドイツ語、イタリア語
ロシア語、アラビア語 等

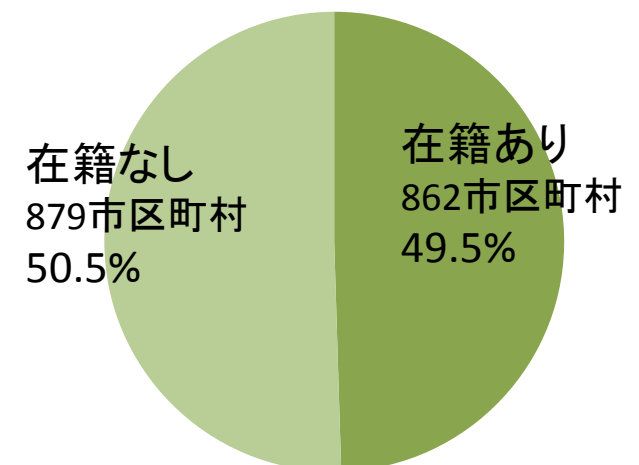
② 日本語指導が必要な児童生徒には集住化・散在化の傾向がみられる

公立小・中学校に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する学校数

(公立小・中学校 30,265校)



公立小・中・高等学校等に日本語指導が必要な児童生徒が在籍する市町村数



【学習指導要領 総則】

第4 2(8) 海外から帰国した児童などについては、学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行うこと。

【学習指導要領解説 総則編】

(前 略)

海外から帰国した児童や外国人の児童の中には、日本語の能力が不十分であったり、我が国とは異なる学習経験を積んでいる場合がある。このため、日本語の習得については、日常的な取組を基本としつつ、特に文字の読み書きについては、段階的、効率的な指導を工夫することが必要である。なお、外国人児童等の中には日常的な日本語の会話はできていても学習に必要な日本語の能力が十分ではなく、学習活動への参加に支障が生じている場合もあることに留意する必要がある。また、教科の指導においては、児童一人一人に応じたきめ細かな指導が大切である。このよ

うな指導は、通常の授業や日常の学校生活において十分配慮することが基本ではあるが、これらの児童の実態によっては、取り出し指導や放課後を活用した特別な指導などの配慮をすることも大切である。なお、この場合、あまりにも性急に未履修分野の指導を進めようとするのではなく、当該児童の実態に合わせて、最も適した方法を選択し、学習の成果が上がるように努めるようにすることが大切である。特に、言葉の問題とともに生活習慣の違いなどによる不適応の問題が生じる場合もあるので、教師自身が当該児童の在留国に関心を持ち、理解しようとする姿勢を保ち、温かい対応を図るとともに、当該児童を取り巻く人間関係を好ましいものにするよう学級経営等において配慮する必要がある。また、外国人児童については、課外において当該国の言語や文化の学習の機会を設けることなどにも配慮することが大切である。

(後 略)

「通級による日本語指導」に係る教育課程について（法令）

【学校教育法施行規則】

第五十六条の二 小学校において、日本語に通じない児童のうち、当該児童の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、文部科学大臣が別に定めるところにより、第五十条第一項、第五十一条及び第五十二条の規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

第五十六条の三 前条の規定により特別の教育課程による場合においては、校長は、児童が設置者の定めるところにより他の小学校又は特別支援学校の小学部において受けた授業を、当該児童の在学する小学校において受けた当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。

【平成26年1月14日文部省告示第1号】

小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において、学校教育法施行規則（以下「規則」という。）第五十六条の二（規則第七十九条及び第一百八条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第百三十二条の三に規定する児童又は生徒に対し、これらの規定による特別の教育課程を編成するに当たっては、次に定めるところにより、当該児童又は生徒の日本語を理解し、使用する能力に応じた特別の指導（以下「日本語の能力に応じた特別の指導」という。）を、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の教育課程に加え、又はその一部に替えることができるものとする。

- 1 日本語の能力に応じた特別の指導は、日本語を用いて、学校生活を営むとともに、学習に取り組むことができるようにすることを目的とする指導とする。
- 2 日本語の能力に応じた特別の指導に係る授業時数は、年間十単位時間から二百八十単位時間までを標準とし、当該指導に加え、学校教育法施行規則第百四十条の規定による特別の教育課程について定める件（平成五年文部省告示第七号）に定める障害に応じた特別の指導を行う場合は、授業時数の合計がおおむね年間二百八十単位時間以内とする。

【概要】「特別の教育課程」の編成・実施について

【平成26年4月1日に学校教育法施行規則の一部を改正】

第56条の2、第56条の3、第79条、第108条第1項、第132条の3

1. 制度の概要

- ①指導内容: 児童生徒が日本語で学校生活を営み、学習に取り組めるようになるための指導
- ②指導対象: 小・中学校段階に在籍する日本語指導が必要な児童生徒
- ③指導者: 日本語指導担当教員(教員免許を有する教員)及び指導補助者
- ④授業時数: 年間10単位時間から280単位時間までを標準とする
- ⑤指導の形態及び場所: 原則、児童生徒の在籍する学校における「取り出し」指導
- ⑥指導計画の作成及び学習評価の実施: 計画及びその実績は、学校設置者に提出

2. 制度導入により期待される効果

- 児童生徒一人一人に応じた日本語指導計画の作成・評価の実施
→ 学校教育における日本語指導の質の向上
- 教職員等研修会や関係者会議の実施
→ 地域や学校における関係者の意識及び指導力の向上
- 学校教育における「日本語指導」の体制整備 → 組織的・継続的な支援の実現

3. 支援体制

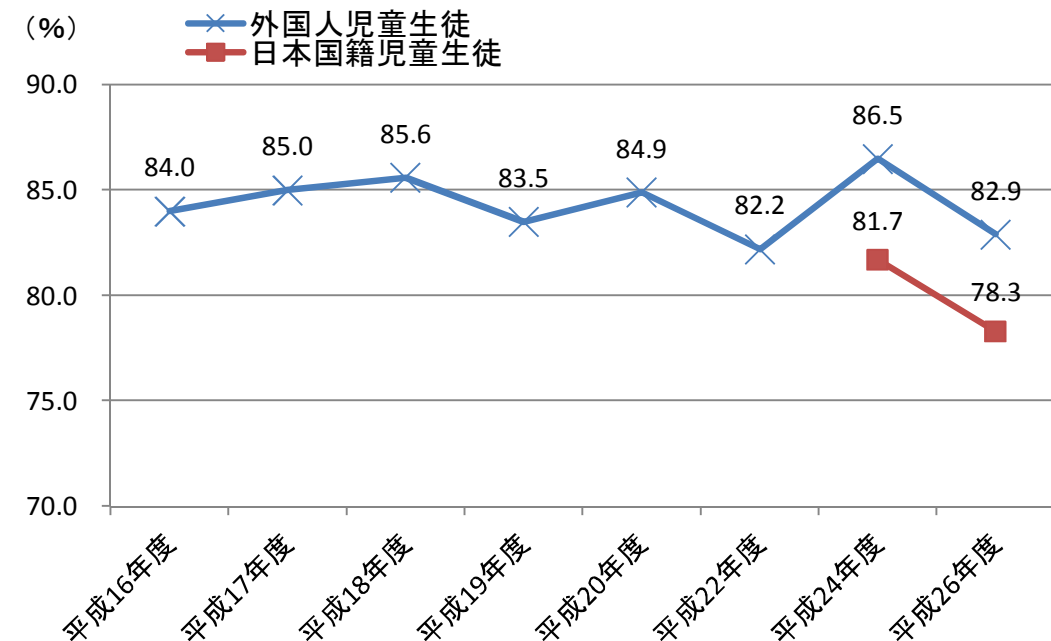
国の施策



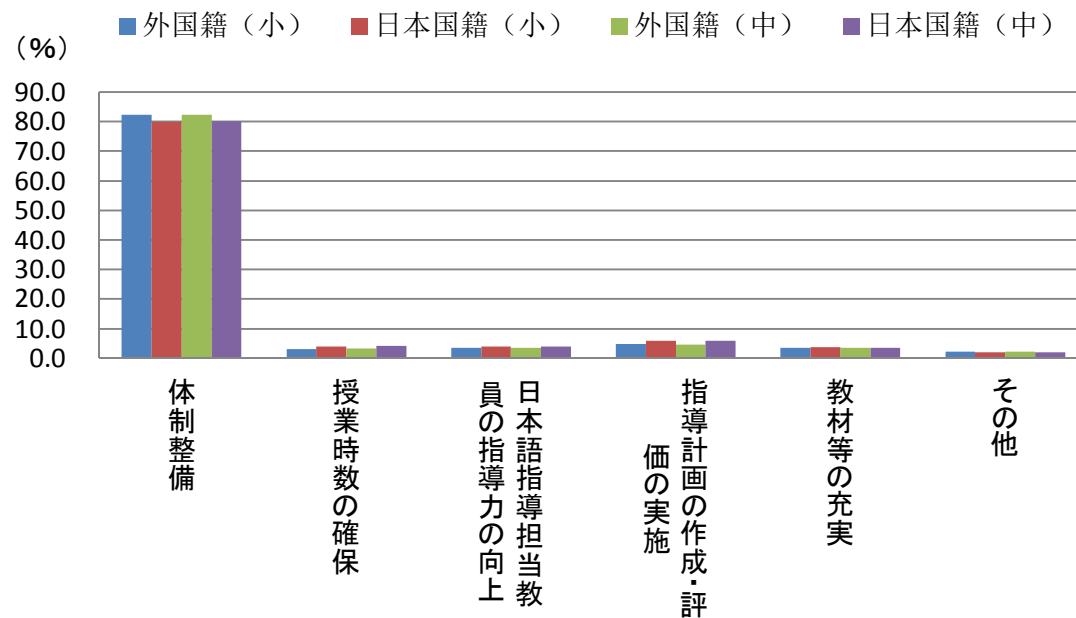
【設置者】・学校への指導助言 ・人的配置、予算措置 ・研修の実施 等
【学 校】・学校教育への位置付け ・指導計画の作成、指導、評価 等
【支援者】・専門的な日本語指導 ・母語による支援
・課外での指導・支援 等

「特別の教育課程」による日本語指導の実施状況等

【日本語指導が必要な児童生徒のうち日本語指導を受けている者の割合】



【「特別の教育課程」実施のために必要だと考える取組】
—市町村教育委員会—



【上記児童生徒のうち「特別の教育課程」による日本語指導を受けている者の人数（平成26年5月1日現在）】

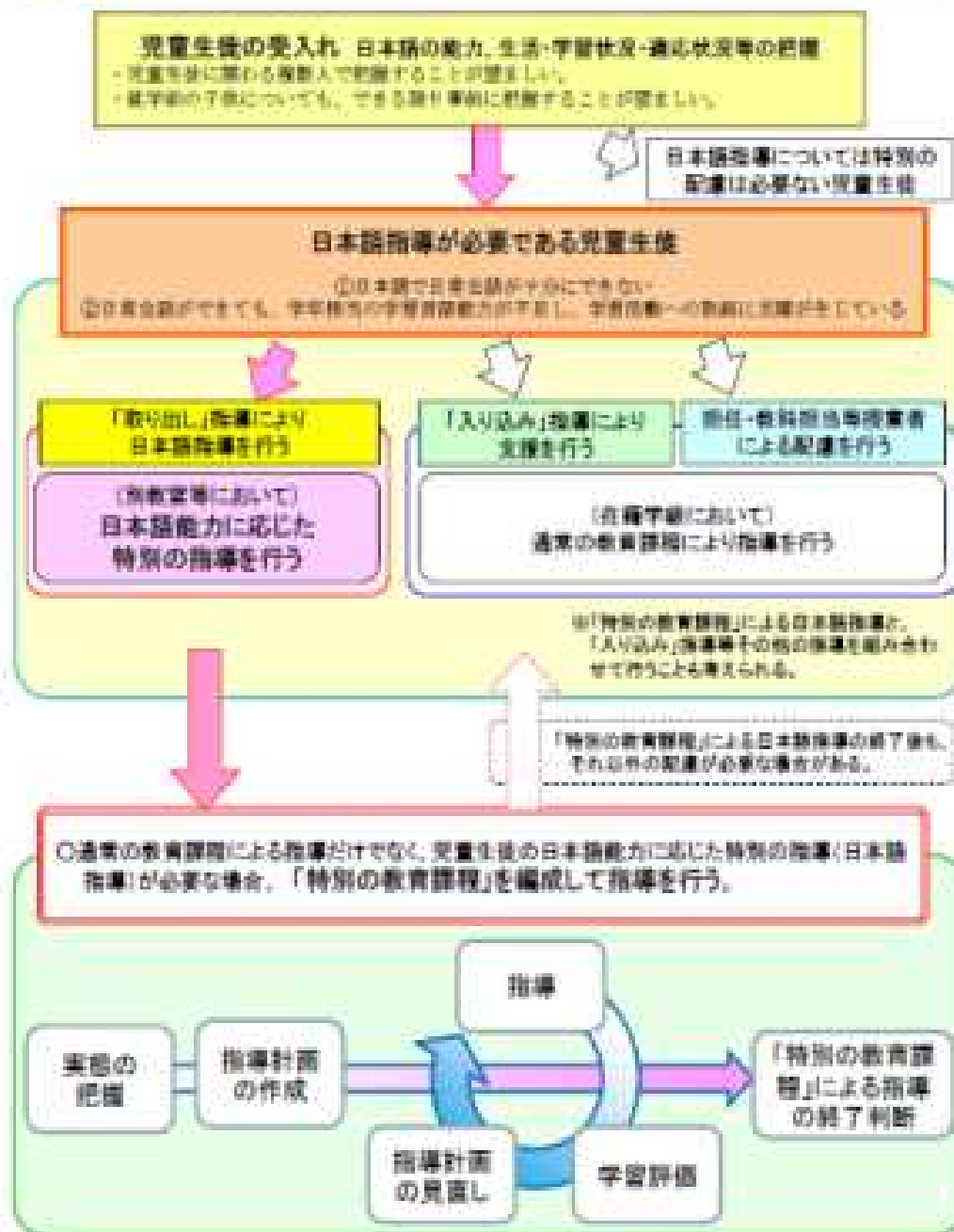
学校種	外国人児童生徒		日本国籍の児童生徒	
	小学校	中学校	小学校	中学校
児童生徒数	4,296人	1,463人	985人	231人

※中等教育学校と特別支援学校については、義務教育段階の内訳を調査していないため、小学校・中学校分のみ示している。

日本語指導の流れ、スケジュール



学校における日本語指導の流れ



「特別の教育課程」による日本語指導を行う場合の年間スケジュール(例)

学校設置者 (教育委員会等)	単 位
4月	○校内の日本語指導に関する計画などについて、教員会議等で共通理解を図る (指導計画(学習計画)、「特別の教育課程」を編成する児童生徒に配慮する) ○「特別の教育課程」による日本語指導 ○指導計画の作成と見直し ・指導計画が必要な児童生徒の指導計画については、 ①取り出し指導が完了した、学年2か月までは同じかかごころに作成するなどの工夫をすること。 ②日本語の習得状況や学校生活への適応状況を把握して、計画を見直しを行うこと。 ③指導計画(学習計画)を作成する。
7月	○児童生徒の学習状況の把握 ・児童生徒の学習状況の把握は、担任・教科担任等指導者による。 ○指導計画の作成と見直し ・指導計画が必要な児童生徒の指導計画については、 ①取り出し指導が完了した、学年2か月までは同じかかごころに作成するなどの工夫をすること。 ②日本語の習得状況や学校生活への適応状況を把握して、計画を見直しを行うこと。 ③指導計画(学習計画)を作成する。
10月	○指導計画の作成と見直し ・指導計画が必要な児童生徒の指導計画については、 ①取り出し指導が完了した、学年2か月までは同じかかごころに作成するなどの工夫をすること。 ②日本語の習得状況や学校生活への適応状況を把握して、計画を見直しを行うこと。 ③指導計画(学習計画)を作成する。
12月	○指導計画の作成と見直し ・指導計画が必要な児童生徒の指導計画については、 ①取り出し指導が完了した、学年2か月までは同じかかごころに作成するなどの工夫をすること。 ②日本語の習得状況や学校生活への適応状況を把握して、計画を見直しを行うこと。 ③指導計画(学習計画)を作成する。
1月	○指導計画の作成と見直し ・指導計画が必要な児童生徒の指導計画については、 ①取り出し指導が完了した、学年2か月までは同じかかごころに作成するなどの工夫をすること。 ②日本語の習得状況や学校生活への適応状況を把握して、計画を見直しを行うこと。 ③指導計画(学習計画)を作成する。
3月	○指導計画の作成と見直し ・指導計画が必要な児童生徒の指導計画については、 ①取り出し指導が完了した、学年2か月までは同じかかごころに作成するなどの工夫をすること。 ②日本語の習得状況や学校生活への適応状況を把握して、計画を見直しを行うこと。 ③指導計画(学習計画)を作成する。

「個別の指導計画（日本語指導）」（文科省 参考様式）

【資料來源】中國食品報 2003 年 10 月 20 日

圖 3-1-1 簡單計劃圖 (含時間軸)

DOI: 10.1002/for

	Q1	Q2	Q3	Q4	Q5	Q6	Q7	Q8	Q9
氏名					H23	H24	H25	H26	
フリガナ 氏名生類氏名 (通称)	(親・子)					国籍等	ブラジル		
フリガナ 保護者氏名 (通称)						続柄	父		
生年月日	平成12年 11月 30日					出生地	ブラジル		
入国年月日	平成23年 12月 25日			学歴受入年月日	平成23年 4月 1日				
家族構成	祖父、父、母、姉、本人、弟								
家庭内使用言語	祖父・弟とは日本語、 父・母・姉とはポルトガル語								
生育歴・学習歴	ブラジルで、小学校に就学。 平成23年度 転年度末に来日、小学校5年度に編入。 日本語指導を週に7時間。 平成25年度 中学校入学。 日本語指導を週に4時間。 平成26年度 「特別の教育課程」による日本語指導を週に4時間。								
学校内外的な支援状況	毎週土曜日2時間 ○○国際交流協会開催の日本語教室								
通学形態	通学(○○高校○○学校)								
その他	発達障害等の診断の有無 学歴上の配慮事項 ■								

● 中国上下五千年 品牌博物馆 图 2.1.10

[illegible]

● 2010 年 10 月 1 日起实施

[illegible]

来源: 博通数据库, 2011-2012 年; 中国国家统计局, 2011 年; 博通数据库, 2011-2012 年。

文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 1

○外国人児童生徒等に対する日本語指導の充実のための教員配置

学級数等から算定されるいわゆる基礎定数とは別に、外国人児童生徒の日本語指導を行う教員を配置するための加配定数を措置。

平成27年度予算額：児童生徒支援加配 8,582人の内数
(約1,600人)



○帰国・外国人児童生徒等教育推進支援事業

(平成27年度予算額：211百万円、平成28年度予算額(案)：231百万円)

(1) 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業[平成27年度実施自治体数53]

帰国・外国人児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築を図るため、各自治体が行う受入促進・日本語指導の充実・支援体制の整備に関する取組を支援する。

(2) 定住外国人の子供の就学促進事業(新規)[平成27年度実施自治体数10]

不就学になっている外国人の子供を対象に、公立学校や外国人学校への就学に必要な支援を学校外において実施する自治体の取組を支援する。

○日本語指導者等に対する研修の実施

独立行政法人教員研修センターにおいて、外国人児童生徒教育に携わる教員や校長、副校長、教頭等の管理職及び指導主事を対象として、日本語指導法等を主な内容とした実践的な研修を実施。

(年1回、4日間、定員110名)

○就学ガイドブックの作成・配布

公立義務教育諸学校への就学の機会を逸することのないよう、日本の教育制度や就学の手続等をまとめた就学ガイドブックをポルトガル語、中国語等7言語で作成(平成26年度改訂)。教育委員会・在外公館等に配布したほか、不就学となっている外国人の子どもの就学をより一層促進するため、法務省地方入国管理局において、「就学ガイドブック」概要版を配布。文部科学省ホームページにも掲載している。

【概要版】



http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003/1320860.htm

文部科学省における帰国・外国人児童生徒等に対する支援施策について 2

○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施

有識者会議の意見を踏まえ、日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施について、学校教育法施行規則の一部を改正し、平成26年1月14日に公布、4月1日より施行。

○外国人児童生徒の総合的な学習支援事業(平成22～24年度)

1

『外国人児童生徒受入れの手引き』

～外国人児童生徒の体系的かつ総合的な受入れのガイドライン～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/002/1304668.htm

H23.3 配付

2

情報検索サイト「かすたねっと」

～教育委員会等作成の多言語文書や教材の検索サイト～

サイト リンク →www.casta-net.jp/

H23.3 開設

3

『外国人児童生徒のためのJSL対話型 アセスメント～DLA～』

～日本語能力の把握と、その後の指導方針を検討する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/003.htm

H26.3 配付

4

『外国人児童生徒教育研修マニュアル』

～教育委員会が研修会を計画する際の参考となるもの～

文部科学省HPリンク →http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/clarinet/main7_a2.htm

研修プログラム検索サイト →http://crie.u-gakugei.ac.jp/jsl_search2/

H26.3 配付